自由法曹団東京支部ニュース特別号

自由法曹団東京支部
沖縄調査団報告集

２０１７年１０月１７日

発行　自由法曹団東京支部
〒112-0014　東京都文京区関口 1-8-6
メゾン文京関口Ⅱ202 号
TEL03-5227-8255　FAX03-5227-8257
郵便振替 00130-6-87399
メールアドレス　dantokyo@dream.com

●沖縄への調査団の派遣について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・長尾　宜行　1
●平和祈念資料館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平　　和元　2
●糸数アブチラガマを訪れて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・藤井　宏治　3
●団沖縄支部との交流企画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・大住　広太　4
●辺野古新基地建設の工事及び反対運動の状況・・・・・・・・・・・・青龍美和子・川口　智也　8
●沖縄調査報告『高江ヘリパッド建設』について・・・・・・・・・・山田　聡美・辻田　航　21
●普天間飛行場についての報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・佐々木洪平　25
●嘉手納基地について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・大久保秀俊　27
●今帰仁城跡（ナキジンジョウセキ）めぐり・・・・・・・・・・・・・・・・・・山本　哲子　31
●沖縄調査団に参加して（雑感）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・白石　光征　32
●日本軍による久米島住民虐殺事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・宮川　泰彦　34
●事前学習会特別報告（伊江島）・・・・・・・・・・・・・・・・・藤井　宏治・佐々木洪平　36

沖縄への調査団の派遣について

幹事長　　長尾　宜行

自由法曹団東京支部として、今年９月１６日（土）から１８日（月・祝）にかけて、沖縄本島に支部所属の団員及び事務局員等総勢２３名からなる調査団を派遣し、関係各所を訪問した。

辺野古沖新基地建設反対を掲げて誕生した翁長県政により公有水面埋立の許可が取り消されるなど、沖縄での新基地建設阻止のたたかいは新たな局面を迎えるとともに、一方では、県民の総意を踏みにじり、政府が代執行訴訟を提起するなど、新基地建設阻止のたたかいに対する攻撃もいっそう激しさを増すという状況がうまれた。

このような情勢のもと、東京支部では、若手の団員のなかから、ぜひ現地を訪問し、たたかいの現場に臨んで、現状を調査するとともに、新基地建設阻止のたたかいの意義、さらには、あらためて日米安保体制の問題性を、実際のたたかいと向き合うなかから学びたいという声が多く挙げられるようになった。折しも、昨年７月の参院選の直後から、東村・高江では、非暴力による住民のたたかいを、他府県からも機動隊を導入して暴力的に弾圧しつつ、米軍のためのオスプレイ離着陸用ヘリパッドの建設が強行されるという事態が現実に生起した。

このような情勢のなかで、沖縄での反基地建設のたたかいの現状を調査し、これを首都東京において広く団の内外に伝えるとともに、私たち支部団員自身が実際のたたかいに触れて学ぶことは、きわめて有意義であると考え、今回の調査団派遣が実施されることとなったものである。

調査の概要は、以下のとおりである。

初日は、沖縄県平和委員会事務局の横田眞利子氏をガイドとして、沖縄戦のさなかに日本軍の地下陣地・陸軍病院、そして住民の避難場所ともされた糸数アブチラガマ（南城市所在）、及び沖縄県平和祈念資料館・平和の礎を訪れた。また、夕方から団沖縄支部との交流会を開催し、沖縄での団員のたたかいや新基地建設工事差し止め訴訟の取り組みの状況等を学ぶとともに、情勢や運動について意見交換をした。

二日目は、東村・高江でのヘリパッド建設阻止のたたかいの現場に臨んだ。また、この日は、本来伊江島に渡り、銃剣とブルドーザーによって土地を奪われた地において、たたかいの歴史、状況を学ぶ予定であったが、悪天候のために渡航ができず、調査を断念せざるをえなかった。

三日目は、辺野古沖新基地建設阻止のたたかいの現場を訪れ、その現状を学ぶとともに、その後、米軍嘉手納基地、及び普天間基地の概要調査、さらには米軍人・軍属のための基地外住宅の見学などを行なった。

調査を終えて、非常に得るものが多かったと実感する。その個別の内容は、以下の各報告のとおりであるが、たとえば、新基地建設をめぐるたたかいについて言えば、住民の非暴力の座り込みによるたたかいによって現場には十分な資材等の搬入がなされえず、そのような状況が継続せざるをえないとすれば今後５０年経っても基地は完成しないことなどを、私たちは事実に即して知ることができた。これらの事実は、新基地建設阻止のたたかいに十分な展望があることを示すものにほかならないが、私たち東京にいる者にとっては把握が困難な事実でもある。

私たち団員自身がたたかいの現場から学び、その内容を広く発信することにより、たたかいの前進に寄与することができれば、これほど意義のあることはない。今後とも、このような取り組みを積極的に実施していきたいとつよく思うに至ったものである。

平和祈念資料館

三多摩法律事務所　平　和元

沖縄の南部戦跡、糸満市摩文仁の丘を中心として沖縄最大の戦跡が１９７２年に「沖縄戦跡国定公園」に指定された。そこに建設されたのが沖縄県平和記念資料館である。２階の常設資料館では、読谷、嘉手納への砲艦爆撃から中部地域での戦闘、南部でのガマへの容赦ない火炎放射器攻撃など、映像や実物・模型を使い、無残な状況が映し出されている。沖縄戦体験者

の証言・映像の展示は地獄の戦場、戦争の非情を示し、目を背けたくなるほどである。これが戦争なのだと訴えている。

そして２７年間の米軍統治の時代を示す資料は、本土復帰をめざし、平和を求めた沖縄の人々の姿を示していた。沖縄のことについて知っていたつもりでいたが、あらためてこの歴史を忘れてはならない、全国民に知らせねばと思わせる展示である。この常設展示室を出ると前面ガラス張りで目の前に太平洋が広がっているのが見える。摩文仁の丘の平和の礎を右に見ながら、断崖が目の前に広がる。

さらに屋上の展望室まで昇ってみた。ニライカナイの東方の海を見ながら、いま常設展示室で見聞した戦時の状況を再現しようとしても無理であった。

集団自決のあったチビチリガマが少年たちを含むグループによって無残にも破壊され、そこにある人骨までも踏み荒らされたという事件が起こったのは数日前のことであった。彼らはそこを胆試しの場としか認識せず、集団自決のことは知らなかったと述べたらしい。沖縄の地元の子どもであったことはショックであった。

戦争中に国が国民を騙し、戦争にかりたてた歴史を忘れてはならない。このような無残な戦争の歴史、そこで起きた理不尽な仕打ちを決して風化させてはならない。資料館の１階には学習の場が用意され、子どもたちの学習のための施設が無料で提供されていた。沖縄県の平和教育への意気込みを示す場でもあった。

糸数アブチラガマを訪れて

三多摩法律事務所　藤井　宏治

１　糸数アブチラガマとは

糸数アブチラガマとは、沖縄本島南部の南城市玉城字糸数にある自然洞窟（ガマ）であり、沖縄戦時、もともとは糸数集落の避難指定壕だったものの、日本軍の陣地壕や倉庫として使用され、戦場が南下するにつれて南風原陸軍病院の分室となったものです。戦時中は、軍医、看護婦、ひめゆり学徒隊が配属されました（出典：南城市役所ホームページ）。

２　暗闇の中の地獄

ガマに入るためには急勾配の階段を降りなければなりません。この階段は戦後に整備されたものですが、それでも慎重に一歩一歩足もとを確かめながらでないと転んでしまいそうなほどの急勾配です。見学者は、ガマに入る前にヘルメットと懐中電灯を受け取ります。懐中電灯がなけれ

ば１メートル先も見えないほどの暗闇が目の前に広がっています。この暗闇が広がる全長２７０メートルのガマは、多いときには６００人以上もの負傷兵で埋め尽くされていたこともあったそうです。

同行してくださったガイドの横田さんからは、配給の食糧は、拳くらいの大きさのおにぎりが次第にピンポン球くらいの大きさになっていった、寝る前に会話をしていた隣の人が翌日には息を引き取っていた、壊疽にかかった患者の治療法としてその部分を切り落とした、息を引き取った兵士３人を入り口に立たせ、米兵を威嚇したといった生々しい事実が説明されました。私たちには想像もつかないような地獄が、かつてこの暗闇の中にあったとは思えないほど、ガマの中はとても暗く、静寂に包まれていました。

ガマの中にいた時間は小一時間程度であったと思いますが、ガマの外に出ると、これまでにない開放感を味わいました。

3　二度と繰り返してはいけない戦争の惨禍

「戦争は良くない。」と思わない人は、おそらくいないでしょう。しかし、その理由について現実味をもって答えられる人は多くないと思います。「戦争」といっても自分とは縁遠いものと思いがちですが、多くの犠牲者をだし、多くの国民の幸せを奪った戦争が同じ日本で行なわれていたことを、私たちは決して忘れてはいけません。

団沖縄支部との交流企画

東京南部法律事務所　大住　広太

1　はじめに

今回の沖縄調査団の目的は、沖縄の現状を見てその実態を知り、東京支部として沖縄における活動を共有することにある。そのためには、現地沖縄で先陣を切って活躍をされている団沖縄支部との交流会は不可欠であり、実際に沖縄支部団員の報告によって沖縄の米軍基地の現状をより深く知ることができた。

2　東京支部における取り組みの報告

まず、団東京支部の小部正治支部長から、これまでの東京支部の取り組みとして、「辺野古新基

地建設と横田基地オスプレイ配備に反対し、すべての米軍基地の撤去を求める決議」（２０１６年２月)、「沖縄県高江でのヘリパッド建設及び警視庁を含む全国の機動隊派遣中止を求める決議」（２０１６年１０月)、「辺野古新基地建設に反対し、沖縄県が国に対して提訴した差止訴訟を支持する支部長声明」（２０１７年８月）の決議・声明を発表するなどの活動を行なってきたことの報告がなされた。

３　沖縄支部からの報告

団沖縄支部からは、新垣勉支部長、松崎暁史団員、仲西孝浩団員、赤嶺朝子団員、林千賀子団員、下地聡子団員が参加され、主に新垣支部長、仲西団員から沖縄支部の取り組みについて報告をしていただいた。

（１）辺野古新基地建設の現状

辺野古新基地の建設をめぐる訴訟について、翁長知事の公有水面埋立承認取消処分を違法と断じた最高裁決定に基づき、翁長知事が同処分を取り消したことから、公有水面埋立法上は工事遂行が可能な状況となっている。しかし、護岸工事はほとんど進んでいない状況である。

辺野古新基地の建設工事は、埋め立て区域のひとつであるK9（約３１０メートル）において、２０１７年４月２５日から護岸工事がはじまったものの、着工から５か月が経過したにもかかわらず１００メートルのみ、しかも仮設工事がなされただけである。

政府が工事を止めている理由は定かではないものの、想定される理由としては、護岸工事の実効性が保てないおそれがあること、報道により工事に着工したとの告知効果が一定程度は確保できたこと、沖縄県が工事停止を求める仮処分を求めたことなどが挙げられている。

このように、実際は工事を進めることができていない状況にあるにもかかわらず、あたかも工事が順調に進行しているかのような報道がなされている。本年９月にも、政府はK1（約２１０メートル)、N5（約２７０メートル）の工事に着工する旨の報道がなされた。政府としては、工事　着工を既成事実化し、反対運動を抑え込む目的があるものと思われる。

このような状況下において、我々が押さえておかなければならないことは、①国は大浦湾に注ぐ河川の形態変更をしなければ工事を進めることができない状況であること、②工事がはじまったからといって右往左往する必要はないことである。①については、名護市の管理所管である河川の美謝川が大浦湾に流れ込んでいるため、基地を建設するためには美謝川の水路変更等河川変更工事を行なう必要がある。しかし、その許可権限は名護市長にあり、基地建設反対を明言する稲嶺名護市長のもとでは実現は不可能である。他方、河川変更をせずに工事を進めるためには、河川を暗渠化する等、新基地のほう設計の変更が必要となる（公有水面埋立法４２条第３項)。基地建設の設計変更には、沖縄県知事の許可が必要であり、翁長知事のもとではこちらも不可能である。すなわち、国としては現状では身動きができない状況になっている可能性があるのである。

そうすると、国がとりうる手段としては、①来年の名護市長選挙において基地建設に賛成する市長を当選させる、②法的正面突破、③工事開始のみで放置し、他の工事を進める等既成事実化して実績をつくり、なし崩し的に進める、等のことが考えられる。しかし、１０月以降新たにボーリング調査が行なわれることになったことから、従前の調査により地盤が軟弱であった可能性があり、もしそうであるならば護岸工事の強度を上げる必要がでてくる（９月下旬の報道によれば辺野古海底に活断層が見つかったということである。）。そうすると、いずれにしても沖縄県知事の許可が必要になることから、政府としては、②法的正面突破、すなわち変更申請に対して知事が不許可処分をしたことについての取消訴訟等を行なう必要があるように思われる。なお、沖縄防衛局は、２０１４年９月、美謝川切替ルートの変更を申請したものの、知事の承認が得られる見込みがないために申請を取り下げたという経緯がある。

（２）岩礁破砕差し止め訴訟

漁業権の設定されている漁場内においては、岩礁破砕をするためには県知事の許可が必要となる（沖縄県漁業調整規則３９条１項）。沖縄県は、２０１７年７月２４日、国が岩礁破砕許可を得ずに辺野古沿岸部の工事を進めることは違法であるとして、岩礁破砕の差し止めを求める訴えを那覇地方裁判所に提起した。

これに対し、国側は、①宝塚市パチンコ条例事　件最高裁判決に基づき、法律上の争訟に該当しない、②２０１６年３月の和解及び１２月の最高裁判決にて決着済みである、③名護漁協は２０１３年３月に工事区域の漁業権を放棄しており県知事の許可は不要である、等と主張している。

これらの主張に対し、県側は、①宝塚市パチンコ条例事件は地方自治体と国民との間における係争である。②和解及び先の最高裁判決は公有水面埋立法上の埋め立て許可の取り消しについてであり、本件とは別である。③漁業権の放棄は漁業権の変更に該当し、県知事の許可が必要である（同規則１４条）などと反論をしている。

漁業権の一部放棄については、水産庁は過去の見解を変更し、県知事の許可は不要であるとして沖縄防衛局の判断にお墨付きを与えている。また、那覇空港第二滑走路の工事については、地元漁協が２０１３年６月ころに漁業権を放棄した後も、国の機関である沖縄総合事務局は漁業権が存在するとの認識のもとに沖縄県に対し岩礁破砕許可申請を行なっている。

県による差止訴訟は、８月７日に進行協議期日、１０月１０日に第１回弁論期日が開かれ、１１月１４日に第２回弁論期日が開かれる予定である。

４　運動体との協力

現在、沖縄県は、公有水面埋め立て承認を撤回することを検討している。しかし、撤回をするためには当初の承認は適法であったことを前提にしなければならず、超えるべきハードルが多いため、慎重に検討をしなければならない。

また、翁長知事は県民投票を行なうことについて積極的である。しかしながら、各市町村の協力が必要となるところ、非協力的な自治体もあること、現地の支援で手一杯であり、衆院選や県

知事選によって県民の意思は示されているのであえて投票を行なう必要はないのではないか等、消極的な意見もある。しかし、裁判所を説得するためには、単純に是か非かの民意を明確に示すことは有用なのではないかとする意見が有力である。

5　日常的な活動

参加をしていただいた団員は、上記差止訴訟等国を相手とする行政上の訴訟だけではなく、抗議活動において海上保安官にボートを転覆させられたことに対する損害賠償請求訴訟、抗議活動に関する刑事弾圧事件など、多くはない人手でさまざまな事件を担当している。

6　総括

短時間ではあったが、沖縄支部団員の関係者のおかげで、非常に充実した交流会を開催することができた。東京にいる我々には、メディアで沖縄の基地問題が取り上げられることも少なく、しかも歪んだ状態で伝えられることが多いことを、あらためて実感させられた。国の省庁のすべて、さらには裁判所さえも、一丸となって沖縄の基地建設を進めており、県民の意思をまったく無視されているとしか思えない。

沖縄から遠く離れた我々は、このような現実を本土・東京で発信し、沖縄に対する国の対応は沖縄県民の意思を踏みにじるものであり、絶対に許してはならないことを伝え、国の対応を改めさせる活動を行なわなければならない。東京にいる我々だからこそ、できることも多々あるはずである。

交流会終了後は、沖縄支部の団員とともに、沖縄料理のお店でおいしい郷土料理を肴に酒を酌み交わしながら、あらためて沖縄のために東京の我々ができることを再確認した。この場を借りて沖縄支部団員の方々、ご支援をいただいた団東京支部の団員の方々には深く感謝を申し上げる。

辺野古新基地建設の工事及び反対運動の状況

東京法律事務所　青龍美和子・川口智也

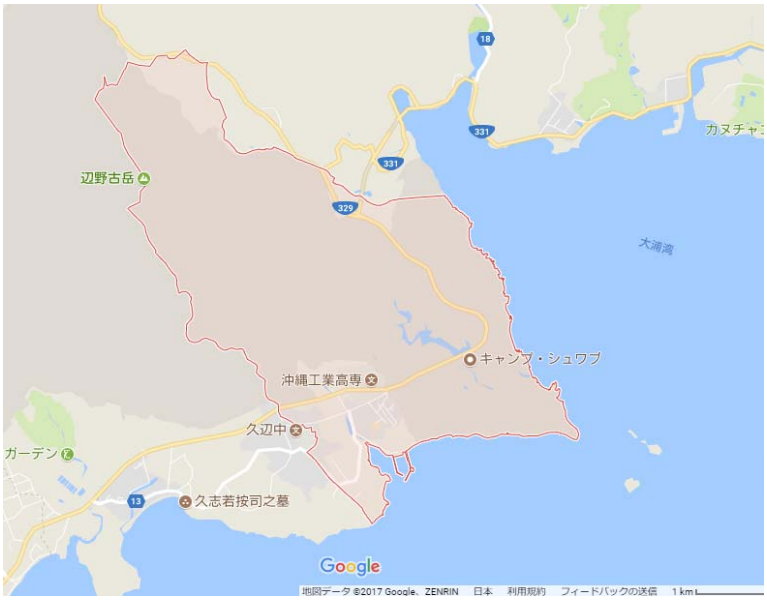

第１　もともと辺野古はどのような地域だったか

１　歴史・産業等

（１）辺野古は、那覇より 67 ㎞、名護の市街地から南東へ 12 ㎞の沖縄本島東海岸に位置する総面積 10.83 ㎢の村落。戦後まもない 1948 年ころには戦前の集落形態に復興し、140 世帯、人口 634 人の海辺ののどかな農村集落だった。

農村であった辺野古は、基地という経済基盤のもとに地域開発をすすめるため、有志会が軍用地契約に踏み切り、1957 年に基地建設がはじまった。

基地建設の着工を機に、新しいまちづくりの機運が高まり、1958 年に上集落のまちづくりがスタートした（海辺の旧集落と台地上の上集落の二つの集落がある。）。このまちづくりにおいて多大な協力をしてくれたアップル少佐にちなんで、町名が「アップル町（アップルタウン）」と命名された。その後、この開発により、まちは急成長し、1965 年には 309 世帯、人口 2139 人の規模となった。[1]

1967 年ころまでの数年は、人口 2100 人台で推移した。

（２）辺野古の産業の現状（1985 年時点。以下同じ。）を産業別就業者の構成についてみると、就業者 548 名のうち、第 1 次産業 9%、第 2 次産業 19%、第 3 次産業 72%という構成で、第 3 次産業に従事する人が多くを占めている。就業者数は、ここ 15 年の間に 4 分の 3 に減っているが、

[1] 以上、辺野古区公式ＨＰ【http://www.henoko.uchina.jp/histry.html】より

それは以前 9 割近くの人々が従事した第 3 次産業（卸小売業・サービス業）が減少したことによる。増えている第 2 次産業では、建設業に従事する人が多い。 第 1 次産業は、辺野古では比重が小さいが、その農畜産業についてみると、現在農家は 32 戸で、全体として 17ha の経営耕地面積を有している。作物はキビが中心である。パインは一時期 12ha ほど栽培されたが、現在はつくられていない。近年の動きとして、野菜類や施設園芸が伸びている。なお、1983 年度から団体営農地開発事業（18.6ha）に着手されている。

畜産は、以前養豚が 700 頭規模で飼養されていたが、近年は大きく減っている。

辺野古には、漁業に従事する人が現在 10 名いる。辺野古漁港の水揚げは年間約 204 トン（1984 年）で、名護市の総漁獲量の 18%を占める。モズクが大半である。

（以上、「わがまちわがむら（名護市史本編 11)」（1988 年発行の市史）から抜粋。）

（3）辺野古は、戦前、人口 800 人の半農半漁の部落であった。そして 1945 年の終戦直後、米軍が大浦崎に駐屯して、この一帯は今帰仁、本部、伊江の各村、その他の避難民収容地になり、2 万余りの人がテント小屋で耐乏の生活を送っていた。しかし、それぞれの町村が解放になって、集団で帰村してしまったので、赤肌の荒地に変わった。その後、1957 年 2 月に米軍の基地が建設され、それに伴なって、ベトナムの戦場へ送られる前の束の間の癒しを求める兵士たち相手のサービス業者が各地から集まり、急速に繁華な基地の街と化した。映画館や銀行出張所、バス出張所なども設置され、人口も旧村のなかでは一番多くなったこともあったが、現在はその多くが閉店している。飲み屋以外の商店に転用されたりしているが、街の雰囲気はにぎやかだった当時の面影を残している。[2]

2　辺野古の自然環境

（1）沖縄本島の東海岸は、沖縄で唯一のジュゴンの生息地であり、なかでも、米軍新基地の建設が計画されている名護市辺野古沖が重要な生息域であることが調査で判明している。

危険に晒されているのはジュゴンだけではない。日本の環境庁のレッド・データ・ブックに記載されている辺野古沿岸域の絶滅危惧動植物には、マッバラン、テンノウメ、シマカナメモテ、ハリツルマサキ、オキワナギク、モクビャクコウ、ヤリテンツキ、クロガヤ、オキナワキノボリトカゲがあげられている。国指定の天然記念物は、鳥類のカラスバト、底生生物のナキオカヤドカリ、ムラサキオカヤドカリ、オカヤドカリの４種類である。このほか準絶滅危惧種、危急種、希少種、地域個体群の動植物なども 16 種に及んでいる。また、貴重な生態系を維持する役割を果たしているマングローブは、独自の生物相があるとともに、魚類の稚仔やカニの生息場、鳥類の餌場となっていることが確認された（同上「わがまちわがむら」)。

（2）沖縄東海岸に所在する辺野古には、絶滅危惧種・ジュゴンの餌の海草（うみくさ）が広がり、ジュゴンの最も重要な生息地のひとつとなっている。海草が広がる海の大草原＝海草藻場は、サンゴ群集、干潟、マングローブ林などと並んで、サンゴ礁生態系を支えるとても重要な場所である。また、このサンゴ礁生態系に隣接して、閉鎖性の高い大浦湾の内湾生態系が広がっているのが、この海域の最大の特徴である。[3]

---

[2] 以上、関西学院大学准教授栗田匡相ゼミ 2010 年レポートより抜粋。神山吉光『名護市の今昔』（沖縄文教出版、1970）が参考資料【http://kurita123.web.fc2.com/henoko.pdf】

[3] 以上、日本自然保護協会ＨＰ【http://www.nacsj.or.jp/archive/protect/henoko/】参照

第２　辺野古に新基地建設が進められるようになった経緯

１　少女暴行事件

1995 年 9 月、沖縄本島北部で少女暴行事件が発生した。3 人の米軍人が買い物帰りの小学生を車に連れ込み、強姦し、負傷させたという事件。ある程度以上の年代の県民の多くは、1955 年 9 月に起きた「由美子ちゃん事件」を思い起こした。

1995 年 10 月、事件に抗議する「県民総決起集会」に、主催者の予想した 5 万人を上回る 8 万 5000 人が参加した（主催者発表。このほか宮古、八重山など県内各地でも同時開催。）。県民の 15 人にひとりが参加するほどの大規模な集会となった。

地元紙は、「日米両政府は今回の事件を『一部の不心得な米兵が起こした不幸な事件』ととらえたが、沖縄県民は『戦後 50 年繰り返され、米軍基地ある限り続く悲劇のひとつ』ととらえた。そこに『温度差』『認識のズレ』がある」と報じた。

２　日米地位協定の改定要求

少女暴行事件に際して、沖縄県は、基地内に逃げ込んだ 3 人の身柄引渡しを要求したが、米軍当局は応じなかった。取り調べは、沖縄県警側が基地内に赴くかたちで行なわれた。

大田昌秀沖縄県知事[4]（当時。以下同じ。）は、事件後に上京し、当時の外務大臣河野洋平に地位協定の見直しを訴えた。河野は、「政府も重要な問題と受け止めている。」と述べたが、「この問題で（日米地位協定の）見直しうんぬんを言うのは、議論が先走りすぎている。」とけん制した。

政府側の対応に、大田知事は、代理署名拒否の意向[5]を固めた。大田知事は、拒否の意向を事件発生前から村山政権中枢に伝えていた[6]が、その決意を固めたかたちであった。その代理署名拒否が、日米安保体制を揺さぶり、その打開策として普天間基地返還合意という「サプライズ」が浮上することになる。他方、日米地位協定については改定ではなく、運用見直しで改善策を図ることになった。

３　代行応諾と特措法改正

政府は、代理署名拒否による米軍基地不法占拠化の危機と、特措法改正による連立政権瓦解の危機[7]に挟まれた。その二つに挟まれた橋本龍太郎政権（1996 年 1 月）が、一挙に流れを変える劇

---

[4] 琉球大学教授。沖縄戦の研究で知られる。1990 年、革新系を支持母体として、四選をめざした保守系の西銘順治を破り、知事に就任した。

[5] 1982 年、政府は駐留軍用地特措法（日米安保条約に基づき、在日米軍基地に土地を提供するために定めた特別措置法）を沖縄に適用した。米軍用地の賃貸借契約につき、契約を拒否する地主の土地使用を強制的に継続する場合、使用裁決の一部として県知事が代理署名や公告・縦覧代行などの手続を行なうことを規定。また、県の土地収用委員会の採決は当初は期限を 10 年、後に 5 年と裁定したため、そのつど未契約地主の問題が浮上することとなった。大田知事の代理署名拒否によって、沖縄米軍用基地は、契約切れによって不法占拠化するという事態になる。

[6] 大田は、基地縮小、基地反対を公約に掲げていたが、就任早々に、軍用地使用に関わる公告・縦覧代行の手続に直面した。このとき、太田は、県政発足早々に政府と対立するリスクを避け、公告・縦覧代行に応じた。それから 4 年後の 1995 年（少女暴行事件前）、大田は、再度めぐってきた軍用地強制使用の手続である代理署名に応じない決意を固めた。最大の理由は、国防次官補ジョセフ・ナイの作成した『東アジア戦略報告』にある。同報告では、アジア太平洋地域における米軍 10 万人体制の維持が明記されていた。大田は、政府が沖縄米軍基地の縮小に取り組む様子もなく、沖縄の基地が固定化されることを危惧し、「これまで以上に強く異議を申し立てない限り、基地問題の解決を促進することはできないと考えるようになった」。

[7] 当時の自社さ連立政権では、駐留軍用地特措法を改正して県知事から代理署名等の権限を取り上

的な決断として踏み込んだのが普天間基地の返還合意（1996 年 4 月）であった。

県は国と訴訟で争ったが、1996 年 8 月、県の敗訴が決まり、大田は、公告・縦覧代行への応諾を決めた。その直前に、橋本は、基地の整理縮小と地位協定の運用見直し、沖縄の経済振興に注力するとの談話を閣議決定し、沖縄振興に関わる特別予算を計上した。大田による応諾に対して、県内から振興予算との取引と批判されたが、徹底抗戦を貫くことで、抵抗の手段である駐留軍用地特措法が改正される危惧もあった。

しかし、このころには大田が応諾した後も、県収用委員会での審理が間に合わず、すでに契約切れの状況となっている地域があり、翌年には嘉手納基地でも契約切れとなることが避けがたい状況であった。1997 年 4 月、橋本政権は、特措法改正を閣議決定し、同月中には成立した（社民は反対し、自社さ連立政権の離脱につながる。）。特措法改正により沖縄県知事から代理署名という抵抗の手段が失なわれた。

4　普天間基地返還合意

1996 年 4 月 12 日、橋本首相とモンデール駐日大使による記者会見で、次のような日米間の合意が発表された。すなわち、①普天間基地を 5 年から 7 年以内に全面返還すること、②既存の沖縄の米軍基地内に「ヘリポート」を新設すること[8]、③嘉手納基地に追加施設を整備し、普天間の機能の一部を移すこと、④普天間の空中給油機を岩国基地（山口県）に移し、岩国からはハリヤー攻撃機を米本土に移転することなどである。

その後に問題となる代替施設について、この時点では実際に詰められておらず、合意発表後になって代替施設を具体化する検討作業が開始された。その際、橋本は、大田に対し、「移設については、取り外し可能なものをつくることを考えています。」と述べていた。

防衛庁は、移設先として沖縄本島内の既存の基地である嘉手納基地や嘉手納弾薬庫、キャンプシュワブなどを検討したが、1996 年 9 月には海に浮かぶ海上施設という案が浮上し、橋本もこれを推進することを表明した。

結局、普天間代替施設については、SACO（沖縄に関する日米特別行動委員会）最終報告（1996 年 12 月）で、全長 1500 メートル（滑走路 1300 メートル）の施設を「沖縄本島の東海岸沖」に建設することが盛り込まれた。海上での浮体構造物で撤去可能ということもあり、滑走路の規模が拡大し、その後の代替設備の膨張につながる。

1997 年 1 月、海上施設の建設場所として名護市辺野古の沖合が候補とされ、名護市では受け入れをめぐって議論が白熱した。受け入れ反対派の市民団体が市民投票を求め、条例制定請求に向けた運動をはじめると、1 ヶ月あまりで必要数をはるかに上回り、投票が実施されることになった。受け入れ反対の声は根強かったが、他方で名護市など沖縄本島北部では経済発展から取り残されてきたという声もあり、地元経済界には海上施設受け入れに伴なう振興策を期待する声もあった。同年 12 月 21 日の投票結果は、受け入れ賛成が約 45%、反対が約 53%となった。この結果を受け、比嘉鉄也市長は当初受け入れ反対を表明する意向を固めたが、市内の経済団体が受け入れを主張し、政府の投票に法的拘束力はないとして、首相補佐官を派遣し、野中広務官房長官代理も直接電話するなど、比嘉に受け入れを迫った。そして、比嘉は、同月 24 日、受け入れを表明

げ、国に移すという対応策も検討されたが、社民党には受け入れられないものであった。

[8] ここで代替施設が「ヘリポート」とされていたため、多くの人が普天間基地の「返還」であると受けとめた（らしい）。

すると同時に、市長辞任を表明した。

5　破棄される条件

比嘉市長が受け入れを表明したことから、橋本政権は大田からも海上施設受け入れを取り付けようとしたが、大田は態度表明を拒否し、その後、名護市長選挙戦の最中に、受け入れ反対を表明した。そこで、自民党は、1998 年 11 月の沖縄県知事選で稲嶺恵一を擁立し、大田批判を展開した。大田は公告・縦覧に応諾していたことで、革新系からの非難にも晒され、稲嶺が当選した。

稲嶺は、普天間基地の代替施設を埋め立てによる恒久的な施設とし、それを「軍民共用」、基地としては「15 年の使用期限」とすることを掲げた。稲嶺は、「15 年の使用期限」は、新基地の恒久化を避け、15 年がたてば新たな民間空港だけが残るという論法によって、県内の根強い新基地建設反反対の意見と折り合いをつけようとした。また、辞職と引き換えに海上施設を容認した比嘉市長も「一時お預かりでヘリを受け入れることにした」と暫定的であることを強調していた。

1999 年 12 月、小渕恵三政権下で普天間移設に関する閣議決定が行なわれ、名護市など沖縄本島北部に今後 10 年間で 1 千億円を投入する経済振興策が盛り込まれる一方、「使用期限 15 年」については「重く受け止め、米政府との話し合いのなかで取り上げる」とされたものの、政府が本格的な対米折衝を行なうことはなかった。

2006 年 5 月、小泉純一郎政権下で、在日米軍再編計画も含めて新たな閣議決定が行なわれ、普天間代替施設については従来の沖合からキャンプシュワブ沿岸に移動させて建設することとされた。この新たな閣議決定では「軍民共用」「使用期限 15 年」が消え、99 年の閣議決定を破棄することも明記された。日米当局者には新たな閣議決定に合わせ、「期限付き」を白紙化する意図があった。

6　結語－暴行事件はなぜ新基地建設に転じたか

沖縄米軍基地の歴史を背景として、少女暴行事件にはじまった沖縄基地問題は、日米安保体制や日米両政府の思惑を反映するかたちで、沖縄の強い反発を押し切る新基地建設の強行に行き着いた。しかし、そもそも少女暴行事件や大田の代理署名拒否への対応策が普天間返還合意であったが、それがなぜ単なる「県内移設」に至ってしまったのかは不明である[9]。

橋本首相は返還合意をあくまでも「返還」にとどめるため、代替施設については撤去可能であることにこだわったが、その後、代替施設は、膨張と固定化の道を進んだ。膨張については、当初「ヘリポート」とされた代替施設が現行のような巨大なものに膨れ上がった[10]ことから、普天間基地の「返還」が、「新基地建設」と評価されるようになった。また、固定化については、海上施設の受け入れ表明をした名護市長の比嘉や、大田を破って知事に当選した稲嶺など、中央では基地受け入れ容認派とみなされた沖縄の首長も、「一時お預かり」や「使用期限」を設けようとするなど、固定化・恒久化を回避しようとしてきた。この種の条件が次々と破棄され、現行の新基地

[9] 橋本政権時代に政権中枢と大田県政とをつなぐパイプ役として活動した下河辺淳（元国土事務次官）は、「(基地の）近代化のために移転するということで、住民との関係で普天間を返してもらう運動に合意したなんていうことは一切ない。」「(米兵が少女に）暴行したから、(普天間基地を）移転しますなんてことにはならないですよ。」と述べている。

[10] 2006 年 5 月 1 日、日米両政府は、最終報告「再編実施のための日米のロードマップ」を発表し、代替施設については、1800ｍの滑走路を辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾を結ぶ形で設置し（形状はＶ字の滑走路)、2014 年までの完成を目標とした。

の固定化・恒久化に至ったのが、返還合意後 20 年間の経緯である。[11]

第３　辺野古新基地建設反対闘争の状況と意義

１　沖縄のアメリカ海兵隊の実態

そもそも沖縄米軍の主力である海兵隊は、海外への“殴り込み攻撃”を主な任務、専門任務とする部隊である。「日本を守る」、「沖縄を守る」という任務はない。1982 年 4 月、ワインバーガー米国防長官も、アメリカ上院歳出委員会で「沖縄の海兵隊は日本の防衛にはあてられていない」、「（海兵隊は）第七艦隊の海兵隊であって、第七艦隊作戦区域である西太平洋、インド洋のいかなる場所にも出かける任務をもっている」と述べている。

しかも、日米安保条約上、海兵隊は自由勝手に出撃できる。かたちの上では、沖縄あるいは日本の本土から直接出て外国を攻撃するときには、日本との事前協議が必要だということになっているが、1972 年の返還以来、沖縄の海兵隊は中東などでの戦争のたびに海外出撃をしてきたものの、日本政府と事前協議をしたことは一度もない。アメリカの海兵隊が出撃基地として自由に使っている外国基地は、沖縄にしかない。海兵隊の基地を提供していること自体が、国際的にきわめて異常な状態であることを示している。[12]

２　沖縄と核

1962 年の“キューバ危機”の際、アメリカでは、空軍参謀総長ルメイが大統領（当時ケネディ）に対し、ソビエト（当時）の全土にわたって 7000 メガトン（広島型原爆で 46 万個分にあたる）核ミサイルを撃ち込むことを提案していた。核ミサイルの発射基地は、米軍統治下の沖縄にあり、密かに 1300 発の核弾頭が持ち込まれ、32 基の核ミサイルが配備されていた。射程内にはソビエトの一部と中国が入っており、あとは大統領の命令を待つばかりであったという。[13]　また、ベトナム戦争の際も、沖縄から核攻撃をする準備がされていた。1967 年には、アジア・太平洋地域に約 3520 発の核兵器が配備されていたが、そのうち 1300 発が沖縄に集中していた。

1969 年に沖縄返還協定を締結した際、日米両政府間で核密約が締結されたことも、もはや周知の事実といってよいのではないか。アメリカが核戦争の決断をしたときには沖縄に核兵器を持ち込み、沖縄を核戦争の攻撃基地として使用すること、そのために必要な核関連の施設はすべて残して「いつでも使用できる状態に維持」すること等が約束されている。

沖縄は、アメリカが核戦争の決意をしたときに、他国を核兵器で先制攻撃する巨大な最前線基地になっているのである。

３　辺野古新基地建設の目的

（１）“殴り込み部隊”としての海兵隊基地の強化

アメリカ海兵隊が相手国に強襲攻撃をかける方法はふたつあり、ひとつは、強襲揚陸艦に上陸用舟艇を多数積載して、海岸から強襲上陸する方法である。私たちは、今回辺野古に到着した直後、浜辺のフェンス越しに、強襲揚陸艦から出発した水陸両用車がキャンプシュワブの浜に次々

---

[11] ※鳩山政権時の迷走、2000 年以降の詳細な事実関係等は省略。
※参考資料／法律時報 89 巻 6 号 51 頁　歴史的経緯からみる普天間・辺野古問題（宮城大蔵）／法学セミナー2017 年 8 月号

[12] 「基地のない沖縄をめざして現状と前途を考える」（日本共産党不破哲三前議長の講演）

[13] NHK スペシャル「沖縄と核」（2017 年 9 月 10 日放送）。同番組では、核ミサイルが那覇近郊に配備されており、1959 年訓練中に誤って発射されるという事故があったことも明らかになった。

と上陸をしていく様子を見たが、それがこの方法だろう。

もうひとつは、オスプレイ等のヘリコプターで海兵隊員を空から直接戦場に投入する方法。これは、上陸用舟艇で敵の攻撃を受けながら上陸するより、はるかに有利な方法で、いまはこちらが主流になりつつある。アメリカが他国に攻撃を加える際には、沖縄配備の海兵隊が、オスプレイを積んだ強襲揚陸艦に乗って出撃するのである。オスプレイは航続距離が 3800 キロメートルと、他のヘリコプターに比べると格段に長く、たとえば北朝鮮に出撃することになれば、沖縄から出発して現地に海兵隊員や武器を投下し、そのまま沖縄に帰還するという往復作戦も可能である。

また、オスプレイを搭載できる強襲揚陸艦は排水量４万トンクラスの巨大な軍艦であり、受け入れられる拠点が少ない。沖縄では、勝連半島のホワイトビーチが受け入れ拠点となっていたが、出動に備えた他の施設が伴なっていない。そのため、各地に分散配備されている部隊や兵器を、出動の度にホワイトビーチに運んで積み込んでいた。たとえば、ヘリコプターは普天間から、弾薬は嘉手納・知花の弾薬庫から、兵員はシュワブ等のキャンプから運んできてはじめて出動できる。かなりの手間と時間がかかっていた。

これに対して、辺野古新基地には、出撃に必要な部隊も兵器もすべて集中配備され、必要な万全の準備を備えた強力な海兵隊出撃基地となる。強襲揚陸艦を受け入れるために、４万トン級の大型艦が横付けできる護岸が設計されている。部隊もオスプレイも辺野古基地内にあり、積み荷の施設も完備されている。弾薬を積み込むエリアも新設されることになっている。辺野古新基地建設は、普天間からの移転どころか、これまでよりはるかに高度の機動力をもった巨大な出撃基地が新たに出現することを意味する。

（2）沖縄基地永久化への基盤づくり

当初、辺野古新基地建設の受け入れに際し、日本政府、沖縄県内ではその期限をめぐってさまざまな議論がされていた。しかし、アメリカ側の認識は、1997 年の時点で、アメリカ国防総省が作成した設計書に「海上施設及びすべての構造物は、40 年の運用年数と 200 年の耐用年数をもつようにする。」と記載されているとおりであった。

辺野古だけではなく、アメリカは沖縄の基地全体を使用するつもりでいる。しかも、日本の税

金で。[14]

4　オール沖縄による辺野古新基地建設反対闘争の経緯

2012 年 9 月 9 日、宜野湾海浜公園多目的広場で開催された「オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会」（主催者発表 10 万 1000 人）に先立ち、県民大会事務局が県内すべての市町村長に反対運動に対する賛同を得たことから、沖縄２紙より「オール沖縄」と呼ばれはじめ、以後の取り組みが展開された。

2013 年 1 月	沖縄県内の全市町村が普天間基地の撤去と県内移設断念を求める「建白書」を政府に提出。
2013 年 12 月	仲井間知事（当時）が埋立承認。
2014 年 1 月	名護市長選挙で辺野古新基地反対の稲嶺市長が再選。
2014 年 11 月	沖縄県知事選で辺野古新基地反対の翁長知事が当選。
2014 年 12 月	衆議院選挙、４選挙区すべてで辺野古新基地反対を掲げる野党候補が当選。
2015 年 10 月	沖縄県民の「辺野古新基地反対」の圧倒的な声を背景に、翁長知事は基地建設のための埋立承認取消（取消支持 80%以上）。
2015 年 10 月	沖縄防衛局　不服審査請求・執行停止。
2015 年 11 月	県知事　国の執行停止に対し、国地方係争処理委員会に審査申出。 →同年 12 月、却下。
2015 年 11 月	国、承認取り消しの取消を求めて代執行訴訟提起（①）。
2015 年 12 月	オール沖縄会議結成。
2015 年 12 月	沖縄県、執行停止決定の取消訴訟（②）提起。
2016 年 2 月	沖縄県、係争委員会の決定を受けて、執行停止決定の取消訴訟（③）提起。
2016 年 3 月	①　・③について和解成立。県は審査請求・②を取下げ。
2016 年 3 月	国交相　埋立承認取消の取消を是正指示。 →県　係争委員会に審査請求。
2016 年 6 月	係争委　是正指示の違法性について判断しない決定。
2016 年 7 月	国交相　不作為の違法確認訴訟（④）提起。
2016 年 9 月	福岡高裁那覇支部　国の請求を認容。
2016 年 12 月	最高裁　県の上告を棄却。→県知事、埋立承認取消処分の取消。
2017 年 7 月	沖縄県、岩礁破砕の差し止め訴訟を那覇地裁に提起。

5　辺野古新基地建設反対闘争の意義

（1）平和的生存権の行使

「米軍の、沖縄の基地を用いておこなわれる戦争行為…によって、沖縄県民は、生命自体に脅威を受けていることをはじめ、平穏に生活を営むことを全般的に阻害されている。」（法学セミナー 2017 年 8 月号 10 頁）

→・「移設」どころか二つの滑走路、弾薬搭載エリア、軍港機能など最新鋭の巨大基地計画。アメリカの強力な出撃拠点に。

・米軍機事故や米兵犯罪はなくならない。

[14] 注 12 参照

・騒音、環境破壊、地域経済発展の阻害、本土との差別（沖縄に基地が集中している）等。

（2）民主主義、地方自治を守る

・「これまで一度たりとも、米軍基地の設置について地域が公的な受け入れをしたことがない。」（同 13 頁）

・非暴力的な方法、民主主義的な方法で、基地建設反対を訴えてきた。

日米両政府は、戦前から一貫して地域の声を無視し、暴力的に推し進めようとしている。

（3）安全保障のあり方を問う―アメリカからの独立を展望する

・地元の声を無視し、生命身体・日常の平穏生活を危険にさらしてまで、米軍基地、その根拠となる日米安保条約は必要なのか（そもそも憲法違反）。

・同時に、思想信条・政党の違いを超えた「オール沖縄」の取り組みの重要性。

→全国的な野党共闘の広がりに。

○<u>米軍基地問題は沖縄だけの問題ではない</u>。

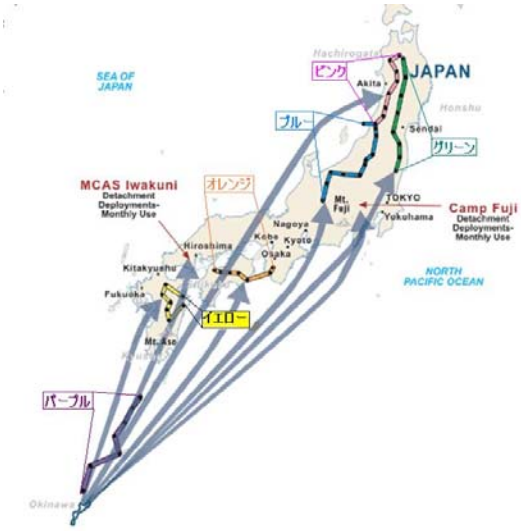

右図は、沖縄の普天間基地に配備されたオスプレイが、日本全土にある６つの低空飛行訓練ルートへ向かう航路である（海兵隊作成、2012 年発表）。

このように日本全土でオスプレイによる低空飛行訓練ができるのは、1952 年に制定された航空法特例法で、「離着陸する場所」、「飛行禁止区域」、「最低高度」、「制限速度」、「飛行計画の通報と承認」等の航空法上の規定が米軍機には適用除外となっているからである。

また、日本政府の官僚と米軍とが定期的に、しかも頻繁に開催している日米合同委員会では「日本政府は、軍事演習を行なう米軍機については、優先的に管制権を与える」という密約（1975 年）が結ばれている。

こうした特例や密約を根拠に、米軍機は日本の空を我が物顔で飛んでいる。身近な例として「横田空域」がある。横田基地が管理する空域である。世田谷区、杉並区、練馬区、武蔵野市などは、ほぼ全域がこの横田空域にある。この空域内上空では、米軍はどんな軍事演習をすることも可能であり、日本政府から許可を得る必要もない。

さらに、米軍機による事故が発生したり、米兵により犯罪が犯された場合に、米軍を免責するため、最高裁・法務省・外務省が連携して対応をするという密約の存在も指摘されている。[15]

沖縄で米軍によって行なわれていることは、日本全土でも行なわれるのである。まったく他人事ではない。

[15] 詳しくは、矢部宏治「知ってはいけない　隠された日本支配の構造」（講談社現代新書、2017 年 8 月）。本書は、アメリカ軍による日本支配の構造のカラクリをわかりやすく解説している。いま必読の書だと思う。

第４　辺野古現地を訪れて

１　怒りと希望　［青龍美和子］

９月１８日、辺野古テント村とキャンプシュワブ前の座り込みテントで、辺野古新基地の建設に反対し、共同して座り込みを続けている方々の話を聴き、その後、テント村の対岸にある瀬嵩の浜に移動した。そこで、ガイドの横田眞利子さんの話を聴いているとき、オスプレイが１機、キャンプシュワブ方面から北西へ飛んで行った。私は、オスプレイが飛行しているところを見たのははじめてであったが、かなり上空を飛んでいたので、騒音もそれほどではないと思っていた。しかし、その後、同じ日に、嘉手納基地から普天間基地に移動する途中で２機、嘉数高台から普天間基地を見た後に２機、オスプレイが頭上を通過した。後の４機のオスプレイは、かなり大きく見え、騒音も大きかった。ガイドの横田さんは「おそらく高度３００メートル以下で飛んでいるのではないか」と言っていた。航空法には、住宅密集地では３００メートル、その他の場所では１５０メートル以下で飛行してはいけないという規定があるが、前記のとおり、米軍には適用されない。米軍機は、アメリカ本国では自国の航空規制を守って飛行しているという。

いつ事故を起こすかわからないオスプレイを近くで見て恐怖を感ずるとともに、日本政府は沖縄が危険にさらされていることを放置しているのだということ、そしてアメリカにとって日本は対等な国ではなく植民地のようなものだということを実感した。このような扱いをしているアメリカに対して､何も言わないどころか､何でもしたがっている日本政府に心底憤りを感ずる。日本国民の命や健康、生活よりも、アメリカ軍が拡大していくほうが大事なのだ。アメリカ軍は決して日本を守ってくれないにもかかわらず。私は、なぜ、日本政府がここまでアメリカに「忖度」してしたがうのか、まったく理解できない。いま沖縄の日本からの独立論というものが囁かれることがあるが、まず日本がアメリカから独立しなければならない。

「勝つ方法はあきらめないこと」。辺野古テント村に大きく掲げられた看板の言葉に、沖縄でのたたかいの経験が説得力をもたらす。一致した要求で共同して選挙をたたかうという民主的な方法や、静かに座り込むという非暴力的な方法で、沖縄は、新基地建設の計画を確実に遅らせ、勝利に向かっているのだ。私たちは、沖縄の勝利を早めるために、辺野古に、高江に、沖縄に、もっと多くの仲間を集め、

通い続けなければならない。どこでも楽しそうに、マイペースに運動している雰囲気が伝わってきた。温かく歓迎してくれて、親切かつていねいに沖縄の現状とそのたたかいについて語ってくれた方々に、感謝感謝。

2　辺野古にて　［川口智也］

（1）はじめに

今回の沖縄調査団への参加は、私が沖縄に訪問する２回目の機会であった。最初の機会は、昨年､司法修習生の７月集会プレ企画の現地調査のために沖縄を訪れたことであった｡その際には、沖縄という場所、出会った人、米軍基地等、すべてが新しい経験で、修習生という気楽な立場をフル活用しながら、沖縄について大いに勉強させていただいた。そして、今回、弁護士となってからはじめて沖縄を訪問し、昨年にも増して大いに勉強させていただいたと思う。さまざまな場所でさまざまなことを考え、感じることができたが、以下では、辺野古で直接伺った、お二人の話について感想を述べたい。とくに瀬長さんは、新基地建設反対運動の最前線での活動内容とその成果について、他では聴くことのできない貴重なお話をされていたので、できるかぎりそのお話を再現するかたちで記載する。

（2）辺野古にて

ア　辺野古新基地建設の現場では、ヘリ基地反対協の共同代表である安次富浩さんから、同じく辺野古のキャンプシュワブ・ゲート前では、統一連事務局長の瀬長和男さんから、それぞれ新基地建設工事の現状や新基地建設反対運動の状況等を聴くことができた。

イ　まず、安次富さんからは、辺野古の海岸のすぐ近くにある座り込みテント前で、「常時立入禁止区域」を目の当たりにしながら、予定されている工事内容等について、具体的な説明を受けた｡安次富さんがお話をされている際には､遠方からではあるが、米軍の射撃訓練と思われる発砲音も聞こえるような状況であった。安次富さんのお話を伺った後には、座り込みテントから歩いて数分の距離にあるキャンプシュワブのフェンスも見学した。このフェンスには、全国各地からの連帯を示すメッセージボードなどが括り付けられており、沖縄の新基地建設反対運動と全国の市民運動との連帯を強く感じさせた。

ウ　次に、県統一連の事務局長を務める瀬長さんからは、辺野古ゲート前（「キャンプシュワブ・ゲート前」ともいう。以下では、現地での呼称である「新ゲート」という。）で続けられている「座り込み」の現状について、お話を伺うことができた（瀬長さんは、著名な瀬長亀次郎の孫である。）。新ゲート前では、統一連や平和運動センター、平和市民連絡会、ヘリ基地反対協の計４つの団体が共同して、2014 年から現在に至るまで､3 年半余りにわたって座り込みを継続している。現場の責任者は、4 団体で

分担して決めているそうで、座り込みを長く続けるための工夫がなされていると感じた。

座り込みは、工事車両が入るタイミング（現在だと、9時ころ、12時～13時ころ、15時～16時ころの計3回。）で、行なわれている。座り込みを行なっている際、機動隊は、新ゲート前で座り込みを行なっている方々の「排除」（いわゆる「ごぼう抜き」）を行なっている。また、機動隊は、「ごぼう抜き」をした後も、ひとりの市民に対し複数の機動隊員等で包囲して移動の自由を奪う「囲い込み」を行ない、身動きがとれない状態にしたうえで、工事車両を建設現場に入れているそうである。囲い込みは、短くても30分は行なわれ、長いときには1時間50分にも及ぶ。この間に、15分から20分かけて、50～100台の工事車両（トラック）を入れている。囲い込みを受ける市民は、トイレなどを除き、囲い込みから脱することができなくなる。

このように、辺野古では、基地建設の工事車両を入れるためには手段を選ばないという異常さが際立っている。きわめて重大な人権侵害が平然とまかり通っているのが辺野古の現状である。しかし、そのような状況でも、新基地建設反対運動に取り組む方々は、現場で座り込みを続けるという決意を固くしている。瀬長さんは、共謀罪が成立した現在でも、憲法上保障されている表現の自由など、権利・自由を行使し、人権侵害には屈しないと力強く述べていた。

エ　他方で、今回の瀬長さんのお話で、運動による大きな成果を実感することもできた。現在、機動隊が来なければ、工事車両を入れられないという状況ができあがっており、仮に反対運動がなければ一日何百台もの工事車両が入れるような状況であるところ、座り込みを継続することにより、一日3、4回しか工事車両を入れられないという状態まで、運動によって押し返しているということである。

また、瀬長さんのお話のなかで、最も勇気づけられたのが次のエピソードである。

辺野古新基地建設の埋め立てに必要な土砂は、10トンダンプで計算してトータルで350万台分必要であるが、現在、一番多いときでも、一日180台から200台の工事車両しか入れさせないという状況にまでもってくることができているということである。辺野古で新基地建設工事をはじめる際、菅官房長官は、「10年でつくる」と発言していたが、仮に毎日200台の工事車両が入っても、一年で約7万3000台しか入らないため、単純計算では埋め立てに「50年」かかることになる。実際には、平均一日100台なので「100年」はかかる計算。座り込みの運動で、ここまで工事を遅らせている。

瀬長さんは、岩礁破砕許可をめぐる裁判などの法廷闘争にも言及したが、「仮に裁判でやられても私たちは座り込みを続ける」、「勝つまであきらめないというたたかいを続ける」と強い決意を表明されていた。

（3）総括的な感想

私たちが新ゲート前を訪問した日は、工事が行なわれない日であったため、座り込みも行なわれず、実行を目論んでいた「座り込み」「ごぼう抜き」を体感することはできなかった。とはいえ、辺野古新基地建設反対運動の最前線を目の当たりにし、また現地の市民運動について直接お話を伺うことができたことは非常に貴重な経験となった。日頃から、人権を真に理解するためには、「現場」を自身の五感で感ずることが必要と考えているが、今回の辺野古新基地建設現場の訪問は、まさにそれを実行す

ることができた貴重な機会であった。

蛇足だが、沖縄合同法律事務所の白充（ぺく　ちゅん）団員が初日の懇親会の際に述べられた「沖縄のことは、頭で考えるよりも、まずハートで感じてほしい。」という言葉（意訳）は、私の胸に強く響いた。今回の沖縄調査団では、平和記念資料館やガマの見学など、沖縄と戦争という点でも大いに学び、感じることができた。わずか2回しか沖縄を訪れたことがなく、日常的に沖縄の諸問題に取り組んでいる方と較べれば知識も貧弱なため、偉そうなことは言えない。しかし、甚大な戦争被害を被った沖縄の人々に、これまで米軍基地という重い負担を背負わせ続け、さらに将来にわたって負担を負わせ続けようとすることは明らかにおかしい。国などの行政の対応もおかしいし、そのような状況にほとんどの人が無関心ということもおかしい。昨年沖縄を訪れた際にも同じ気持ちを抱いたが、沖縄ではなぜここまでおかしなことがまかり通っているのか、憤りを覚えることばかりである。おかしいことはおかしいと言い続けなければならない。東京という沖縄から遠く離れた地にいるからといって、決して他人事にしてはならないということを、十分に「ハートで感じる」ことができたと思う。

＊青龍・川口団員には、事前学習会の際に作成した資料を踏まえて寄稿していただきました。

沖縄調査報告『高江ヘリパッド建設』について

渋谷共同法律事務所　山田　聡美

北千住法律事務所　　辻田　　航

第1　高江ヘリパッド建設の経緯とその意味［山田聡美］

1　沖縄基地問題のそもそも

第2次世界大戦で地上戦が行なわれた沖縄。県民の3分の1に近い数十万人が犠牲になった。生き残った県民は、米軍によって県内各地の収容所に閉じ込められた。県民を閉じ込めている間に、米軍は、日本軍の飛行場なども含め、広大な土地を接収し、沖縄の土地を奪い取った。その後も、銃剣とブルドーザーで、沖縄の土地を奪っていった。

2　1996年　SACO合意

その後、1995年の少女暴行事件を機に、米軍基地の縮小・撤去、米軍の特権の見直しを求める県民世論が高まった。これを受けてSACO合意が成立。しかし、その内容は、普天間飛行場返還の代わりに辺野古に新基地を建設、北部訓練場の半分以上の返還の代わりに高江にヘリパッドを

（沖縄タイムス＋プラス 2016年12月22日より）

建設等、返還に多くの条件が付されたものだった。

3　ヘリパッドの建設の意味

上記 SACO 合意を受けて、北部訓練場は、敷地としては半分程度返還されることになった。しかし、返還される区域にヘリパッドが 7 か所あったことから、これの代わりに返還されない区域に新たに 6 か所のヘリパッドを建設することになった。

※乗員数 20～30 名、積載量 9,070 ㎏、時速約 500 ㎞、1 機 100 億円以上？

もともと、訓練のために使われていた地域であったが、返還される地域については、ほぼ使われていない状況があった。したがって、「使用不可能な北部訓練場を日本政府に返還し、新たな訓練場の新設などで土地の最大限の活用が可能になる」（海兵隊の報告書「戦略展望 2020」）（沖縄タイムス 7 月 25 日付）という意味があった。辺野古につくられようとしている新基地には、海兵隊が上陸作戦に用いる強襲揚陸艦が接岸できる軍港なども備えられる計画で、この新基地と合わせて、海兵隊が海と空から陸地へ侵攻するための訓練を行なうねらいがうかがえる。

一方、高江住民にとっては、新たに建設されたヘリパッドは居住地のすぐ近くであり、生活空間の中に米軍演習が入ってくるという点で大きな負担が加重されることとなった。すでに N4 地区のヘリパッドには MV22 オスプレイ（写真）が配備され、高江地区では今年 6 月の夜間騒音発生回数は 383 回にのぼり、2014 年度の 24 倍にもなっている（！）。

第2　高江ヘリパッド抗議の経緯と意義　［辻田　航］

1　高江周辺のヘリパッド建設をめぐる経緯

1996 年 12 月 2 日	日米特別行動委員会（SACO）最終報告で米軍普天間飛行場の返還などを発表。 北部訓練場の過半返還はヘリパッド移設が条件。
1999 年 10 月 26 日	地元の東村高江区が区民総会。 全会一致で受け入れ反対を決議。
2006 年 2 月 23 日	高江区が 2 度目の反対決議。
2007 年 5 月 17 日	東村長が無投票当選から 1 ヵ月で反対の公約を撤回。
7 月 3 日	那覇防衛施設局（現沖縄防衛局）が N4 地区に着工。 住民が抗議の座り込み。
2008 年 11 月 25 日	沖縄防衛局が住民 15 人に対し「通行妨害」禁止を求める仮処分を那覇地裁名護支部に申し立て。
2013 年 2 月	N4 地区のヘリパッド 2 か所のうち 1 か所が完成。
2014 年 6 月 13 日	通行妨害をめぐる訴訟で最高裁が住民側の上告を棄却。 1 人に妨害禁止を命じた一審判決が確定。
7 月	N4 地区の 2 か所目が完成。
2015 年 2 月 17 日	N4 地区 2 か所を米側に引き渡し。

2016 年 7 月 11 日	防衛局が残る N1、G、H の 3 地区計 4 か所の工事再開に向けて資材搬入。
7 月 22 日	本土 6 都府県の機動隊を含む警察官約 500 人を投入し、工事再開。
8 月 20 日	機動隊が取材中の沖縄 2 紙記者を拘束。
9 月 13 日	陸自ヘリが資機材を搬入。
10 月 8 日	菅義偉官房長官が那覇市で翁長雄志知事と会談、ヘリパッドの年内完成を明言。
10 月 17 日	沖縄県警が器物損壊容疑で沖縄平和運動センターの山城博治議長を逮捕。
10 月 18 日	大阪府警の機動隊員 2 人が抗議の市民に「土人」「シナ人」と発言。
12 月 13 日	オスプレイが名護市安部の海岸に墜落。
12 月 22 日	日米両政府はヘリパッドが完成したとして、北部訓練場約 7500 ヘクタールのうち約 4000 ヘクタールの返還を祝う式典を開催。 市民団体はオスプレイ墜落の抗議集会を開き、翁長知事が出席。
2017 年 3 月 18 日	山城議長が保釈。
6 月 15 日	山城議長が国連人権理事会で反対運動弾圧を訴え。

2　意義

高江ヘリパッド建設の 165 日間において、警察や防衛局は数々の違法行為を行なった。また反対派を微罪によって逮捕し、長期間身体を拘束するというあからさまな弾圧を、警察・検察・裁判所が一体となって行なった。

本土であれば行なわれなかったであろう、これらの法治国家にあるまじき行為は、国家による沖縄に対する差別というべきであるが、それを可能としたのは、本土の人間の無関心、無意識の差別である。

高江におけるヘリパッド建設反対の抗議運動と、それに対する国家によるむきだしの暴力は、「意義」という言葉でまとめるにはあまりにも苛烈な現実を、本土の人間に突き付けている。

（参考文献　阿部岳「ルポ沖縄　国家の暴力」朝日新聞出版，2017 年）

第3　沖縄調査に参加して（感想）

1　本土からでは見えない沖縄　［辻田　航］

今回の沖縄調査で、メディアなどを通じてしか知らなかった、高江や辺野古の抗議の現場をはじめて訪れることができた。

高江のＮ１ゲート表前には、すでに機動隊の姿はなく、代わりに民間の警備員が数人立っていた。ゲート前の道路は、レースの練習に励む自転車が何台も通り過ぎていった。昨年、多くの市民や機動隊員で騒然としていたとは思えないような、静かな場所だった。

市民の方の話によれば、この道路は米軍基地の中に通されたもので、米軍からすれば住民に“使

わせてやっている”道路だという。本来は沖縄が米軍に“使わせてやっている”土地なのに、である。

高江のヘリパッド建設と同時に、より広い面積の土地が返還された。しかし、米軍にとって“使えない”土地を返しただけだ。米軍の都合で、新しい施設がつくられたのと変わりはない。

ヘリパッドを使うオスプレイは、昨年１２月の墜落以降も、機体トラブルが絶えない。だが、県による飛行中止の要請を嘲笑うかのように、オスプレイは沖縄の空を飛び続ける。

それでも、沖縄で出会った人たちは、あきらめていない。明るく、前向きに抗い続けている。

その不屈の精神の背後には、沖縄の歴史の重みがあるように思えた。本土と異なり、沖縄は自らの手で、アメリカの統治からの解放を、憲法を、勝ち取ってきたのだ。

沖縄がたたかい続けているのに、勝手に高江や辺野古などの問題を終わらせてはならない。政府が工事完了を宣言しても、高江のヘリパッドは使い物になっていない。政府が、辺野古の工事が進んでいるように見せかけても、工事全体から見ればほんのわずかしか進んでいない。本土のメディアがこれらを報じないのは、沖縄に米軍を押しつけ続けたいという、本土側の願望を反映しているのではないか。

沖縄を訪れて、本土側の認識不足を思い知らされた。沖縄の不屈のたたかいに学ぶだけでなく、本土の人間として、沖縄の思いにこたえていきたいと思う。

２　「勝つ方法はあきらめないこと」を胸に　［山田聡美］

今回、沖縄調査に参加して、「勝つ方法はあきらめないこと」という言葉が非常に深く胸に残った。

まさに「銃剣とブルドーザー」で米軍が沖縄県民から奪い取った土地、これを返してというだけの希望なのに、何度も日本政府にも裏切られ、実現せず、それでも基地反対の運動を進めてきた沖縄。さらに米軍は自らの訓練や軍事的戦略のために、新ヘリパッドを建設し、辺野古には新基地を建設しようとしていることに、腹立たしさを感じた。

高江の抗議テントがある道路については、米軍から、「この道路は、米軍基地があるところに、後からつくって、沖縄住民に使わせてやっているものだ、抗議を続けるなら、この道路は使わせなくしてやるぞ」という趣旨のことを言われた、という話を現地の方からきき、「基地のなかに沖縄がある」という言葉をその意味でも感じることとなった。

訓練等のために、沖縄県民の生活は阻害され、騒音で引っ越しをする方もいるとのこと。

着々と新基地やヘリパッド建設が進められているという現実がある一方、座り込みなどのねばり強い抗議運動があり、それは現実に基地等の建設を遅らせているという事実も知った。既成事実

がつくられるなかで、息の長い活動を続ける沖縄。「勝つ方法はあきらめないこと」というスローガンがこれほど胸に響いたことはなかった。目の前の運動の先に、最終的には安保条約の廃棄、そして基地のない沖縄が誕生する日をこの目で見たいと思った。

＊山田・辻田団員には、事前学習会の際に作成した資料を踏まえて寄稿していただきました。

普天間飛行場についての報告

ひめしゃら法律事務所　佐々木洪平

1．普天間飛行場の現状

普天間飛行場は、沖縄県宜野湾市の中心にあり、市の面積約 19.8 ㎢のうちの約 4 分の 1 を占めています。宜野湾市の人口は 9 万 8270 人（2017 年 1 月現在）ですが、基地面積を除いた市域の人口密度は約 7054 人／㎢となり、東京都（約 6169 人／㎢）や大阪府（約 4640 人／㎢）を上回る人口密度となっています。人口密集地帯となっていることに加えて、普天間飛行場の周辺には、宜野湾市立普天間第二小学校、宜野湾小学校をはじめとする小学校 10 校、中学校 5 校、高校 4 校、大学 1 校を含む公共施設が 120 か所あります。街の真ん中にあるため、「世界一危険な飛行場」ともいわれています。

普天間飛行場には、24 機の MV-22B オスプレイが配備されていましたが、そのうち 1 機は 2016 年 12 月に名護市安部で、別の 1 機は 2017 年 8 月にオーストラリア東部クィーンズランド州沖合の海上に墜落しています。2012 年の配備後の普天間所属オスプレイの墜落率は 8.3 パーセント、計器異常、部品等落下、緊急着陸、胴体着陸などの事故件数は 10 件となっています。「世界一危険な飛行場」に、事故率が高く、危険性が高いといわれる MV-22B オスプレイが配備されていることになります。また、2017 年 10 月 11 日には、普天間飛行場所属の CH53 大型輸送ヘリコプターが沖縄県東村高江に墜落し、炎上するという事故も発生しました。

普天間飛行場の周辺では、航空機騒音について、環境省が定める環境基準値（生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準）を超えた日数が、平成 27 年度には宜野湾市上大謝名地区で 140 日を記録しました。また、同地区では、1 日 31 回の騒音が測定され、年間では 1 万 1105 回を記録しました（同年度）。その騒音の程度は、同地区で最高値 120.8 デシベルを観測しており（同年度）、これは「飛行機のエンジン近く」の騒音です。さらに、夜間 22 時以降は日米合意により飛行が制限されているにもかかわらず、2017 年 3 月 2 日 22 時 34 分、同地区で 99.7 デシベル（＝「電車通行時のガード下」程度の騒音）が観測されています。このように普天間飛行場の周辺では、騒音被害が深刻な問題となっています。

さらに、普天間飛行場に所属している機体の事故は、本土復帰の 1972 年 5 月から 2017 年 2 月

末までのおよそ 45 年間で 123 回（平均 2.7 回／年）を記録しており、墜落の危険性も、また普天間飛行場が存在することによる深刻な問題のひとつです。

２．普天間飛行場の現地視察

今回の現地視察は、嘉手納基地周辺の米軍基地外住宅街を見学した後、2004 年 8 月に米軍機ヘリが墜落した沖縄国際大学の脇を通り、嘉数高台公園へ上がり、そこから普天間飛行場を眺めて行ないました。嘉手納基地からの移動途中、国道 58 号線を走行していると、MV-22B オスプレイ 2 機が上空を飛んでおり、宜野湾市が基地の街であることをあらためて印象づけられました。

嘉数高台は、沖縄戦での最大の激戦地としても知られており、戦死傷者が日米合わせて 10 万人といわれています。現在は、嘉数高台公園となっていて、公園内には、ここに配備された兵の出身地に京都府が多かったことから「京都の塔」、嘉数の住民を祀った「嘉数の塔」、朝鮮半島出身者の戦没者を祀った「青丘之塔」といった慰霊塔、実際に嘉数の戦いで使用されたトーチカ跡、陣地壕跡、民家の壁に残った弾痕などの戦跡があります。

嘉数高台公園には展望塔があり、その展望塔の 3 階部分から普天間飛行場を望むことができます。視察した際にも、普天間飛行場に配備されている MV-22B オスプレイが駐機してあるのが見えました。説明を受けている最中にも、かなりの低空で MV-22B オスプレイが離陸し、嘉数高台公園の上空を飛行していました。

「基地ができて、その周りに人が住みはじめた」という認識を持つ人がいますが、戦前、普天間基地のあった場所は、実際には当時の宜野湾村の中心で、役場や国民学校、郵便局、病院、旅館、雑貨店などが並び、いくつもの集落が点在する地域でした。また、屋久島のウィルソン株で知られるイギリス人プラント・ハンターのアーネスト・ヘンリー・ウィルソンが 1917 年に沖縄を訪れた際に撮影した写真には、戦前の宜野湾街道にあったリュウキュウマツ並木やそこを行き交う人々が写っており、そこからも人々がそこで生活していたことがわかります（なお、ウィルソンの撮影した写真は、沖縄県立博物館の企画展で 2017 年 9 月 8 日から同年 10 月 15 日まで展示されていました。）。

普天間飛行場は、沖縄戦で上陸してきたアメリカ軍が占領して強制的に土地を接収したのがはじまりです。現在は市の真ん中に普天間飛行場があるため、市の西側から東側へ行くときなどは、大きく迂回しなければなりません。これは市民生活に大きな影響を及ぼしているものといえます。普天間飛行場返還後の土地活用については、東西および南北を結ぶ主要幹線道路が構想されており、それだけ普天間飛行場によって阻害されている交通が市民生活には重要である証といえます。

この嘉数高台公園に訪れるたびに、公園に遺された沖縄戦の傷跡を目にし、そして現在の基地を目の当たりにするため、この公園は、過去から現在までの 72 年間この地に基地が存在し、住民らの生活が脅かされていたと、あらためて感じさせられ、平和を深く考えさせられる場所といえます。そんな場所で今回、エイサーを練習している中学生くらいの子どもたちがいました。この子たちが大人になり、親になり、その子どもが同じく中学生となってエイサーの練習をするころには、普天間飛行場が、ひいては沖縄の米軍基地が沖縄からなくなっている状態にさせたいと感じながら、今回の沖縄現地視察を終えました。

嘉手納基地について

城北法律事務所　大久保秀俊

第１　はじめに

団東京支部の沖縄調査では、３日目に、道の駅「かでな」より見下ろすかたちで嘉手納基地の視察を実施した。また、その際、ガイドの横田氏から基地の現状について解説をいただいた。

以下、主として、訪問時にホットなトピックであった旧駐機場使用の問題とパラシュート降下訓練の問題について報告することとしたい。

第２　嘉手納基地の概要

沖縄本島中部の嘉手納町、沖縄市、北谷町にまたがる嘉手納飛行場は、約３７００メートルの滑走路を２本有する極東で最大かつ最も活発な米空軍基地である。第５空軍指揮下の第１８航空団のホームベースとして、防空、反撃、空輸、支援、偵察、機体整備等の総合的な役割を担っている。その他、居住地区には、学校、図書館、野球場、ゴルフ場、映画館、スーパーマーケット等、多種の米軍向け支援施設がある。また、国道 58 号線西側の嘉手納マリーナ地区は、米軍人等の福利厚生施設となっている。

同飛行場は、３市町の振興開発の妨げになっているばかりでなく、航空機騒音により住民生活に悪影響を与えている。

第３　旧駐機場使用の問題

１　旧駐機場の移転

嘉手納基地の海軍旧駐機場は嘉手納町の住宅地域と数十メートルほどの距離と、きわめて近接した場所にある。住民がエンジン調整の騒音や悪臭などの被害に２４時間悩まされるなど、被害が深刻だったため、町が繰り返し移駐を求めていた。

そして、１９９６年の日米特別行動委員会（以下、「ＳＡＣＯ」という。）最終報告の「騒音軽減イニシアティヴの実施」において「嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、

海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転する」と合意された。

２００９年２月１０日の日米合同委員会においても、「騒音軽減に資するため海軍駐機場等を主要滑走路の反対側に移転すること等」について日米間で合意されていた。

これらの日米合意に基づき、日本政府がおよそ１５７億円を負担し、２０１１年より嘉手納基地内に新海軍駐機場の工事が開始され、２０１６年末には整備がなされた。２０１７年１月から実際に運用を開始している。旧駐機場の一部は倉庫や整備工場などとして使われる予定で、老朽化し取り壊される建屋もあるという。

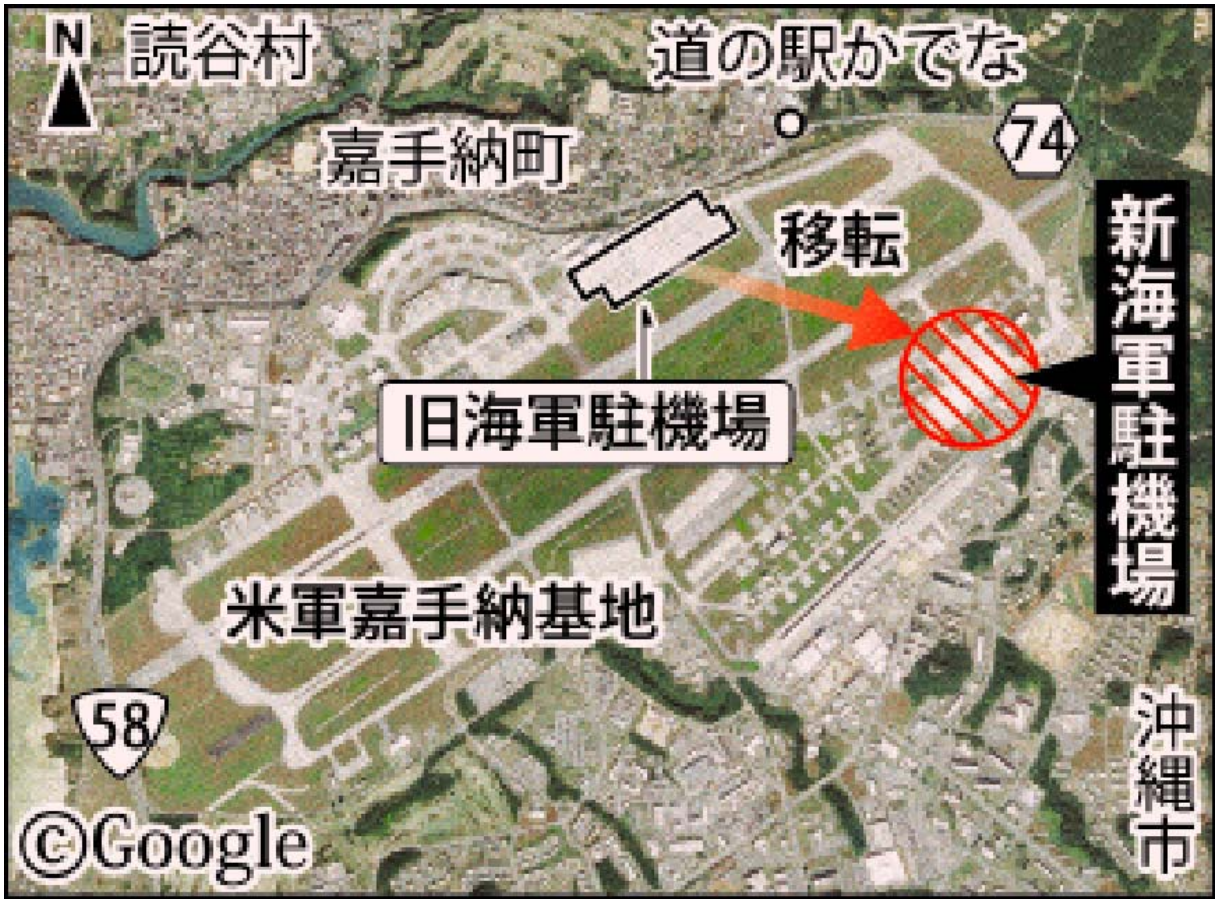

沖縄タイムスニュースプラス（http://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/100490）より

２　旧駐機場の使用

上記両合意及び移転により、旧駐機場の使用は禁止された。

しかしながら、現状は、海軍機が新駐機場に移転した後も、逆に外来機が穴を埋めるかたちで旧駐機場を使用し、騒音を発生させるなど、地元住民の願いや日米合意の趣旨に反するかたちで運用がなされている。実際に、在韓オサン（烏山）空軍基地所属のＵ２偵察機部隊が、嘉手納に５月３１日に飛来し、旧駐機場を使用している。

米軍嘉手納基地（沖縄県嘉手納町など）の旧海軍駐機場の継続使用について米空軍嘉手納基地第１８航空団のポール・オルダム司令官は６月８日、「２００９年の日米合同委員会で運用の必要性に応じて使用することに同意している」と述べており、他に選択肢がない場合にだけ旧駐機場を使用するなど、合意には反していないとの認識を示している。

また、１０月５日には、米軍嘉手納基地に所属するＭＣ１３０特殊作戦機４機が、同基地の

旧海軍駐機場を使用した。米軍側は「パイロットが駐機場所を誤認したもので、今後、関係者への周知徹底をはかる」と釈明している。

３　小括

新駐機場への移転に伴なう旧駐機場の不使用の合意は、米軍側の勝手な解釈によってなし崩し的に反故にされてしまっている。これでは、移転ではなく駐機場の増設であって、いたずらに被害を拡大させるだけのものといわざるをえない。

このような不正義は、近隣の住民の願いを踏みにじるものであって、到底許されない。

第４　パラシュート降下訓練に関する合意とその違反

パラシュート降下訓練は、かつて旧読谷飛行場において実施されていた。その後、１９９６年１２月２日ＳＡＣＯ最終合意において、パラシュート降下訓練場所を伊江島補助飛行場に移転することで合意がなされた。また、１９９９年１０月２１日日米合同委員会において在沖米陸軍特殊部隊のパラシュート訓練場所を伊江島補助飛行場に移転することで合意されていた。２００７年１月２５日日米合同委員会では、嘉手納基地でのパラシュート降下訓練は「あくまで例外的な場合に限って行なう」ものと確認をされている。

我々が沖縄調査を実施した３日後の９月２１日、米軍が中止要請を無視し、嘉手納基地においてパラシュート降下訓練を実施した。

パラシュート降下訓練は、かつて、旧読谷飛行場において、重さ２トン半のトレーラーを落下させて女児を死亡させるなど、事故が相次いでおり、たいへん危険なものである。

嘉手納基地でパラシュート降下訓練をする米兵たち（９月２１日午前７時３４分，沖縄県嘉手納町，山下龍一撮影）

米軍は今年に入ってから、４月に６年ぶりの嘉手納での降下訓練を実施した。５月には夜間降下も実施した。そして今回の９月２１日の実施も合わせると、嘉手納での同訓練の実施は３回目となる。米軍は今回、地上や周辺海域でのサポート要員不足のため、本来実施すべき米軍伊江島補助飛行場での実行が困難であると説明しているという。

嘉手納基地はパラシュート訓練をする基地ではない。伊江島で実施すると合意がなされているのに、またしても米軍の身勝手な都合によって合意が反故にされてしまった。

第５　さいごに

このようにＳＡＣＯ合意を踏みにじり、また住民の気持ちを踏みにじって、旧駐機場の使用やパラシュート降下訓練がなされている。日米の地位協定や関連の取り決めに関してはいくつもの抜け穴があって、沖縄県民の声は無視されていることを実感した。まさに、翁長県知事が「豆腐にくぎ」と述べる状況にある。住民の安全を守るため、戦争に加担をするという恥ずべき状況から脱却するためにも、一刻も早い基地の返還が必要である。そのために、団東京支部の団員として、できることは何かを考えていきたい。

今帰仁城跡（ナキジンジョウセキ）めぐり

かたくり法律事務所　山本　哲子

台風の余波で伊江島行のフェリーが欠航し、空いた時間をどうするか、ということで、急遽決めた今帰仁城跡めぐりであった。

琉球王国統一前の北山王の居城であり、琉球の文化が凝縮したような場所だ。１５世紀の戦国時代を彷彿とさせる城壁は、蛇のように曲がりくねって延々と続き、ワイルドな野面積み。自然を崇拝する沖縄の象徴・パワースポットたる御嶽（ウタキ）や火の神の祠。世継ぎができず絶世の美女を側室に迎えたら、なんと年増の正室に子供を授かったという歌が詠まれた碑は、８，８，８，６というのが沖縄風。高台からはコバルトブルーの海が一望でき、眼下には急峻な山合いをぬって川が流れる天然のお堀。反対側は神宿る山が借景のように浮かび上がる。

戦火で資料が焼き尽くされ、どのような建物が建っていたのかいまだ不明だそうだが、発掘調査を続けるなかで、建物の基礎や石敷きなどが発見され、徐々にではあるが全貌が見えてきているようだ。ガイドさんの今帰仁城に対する熱い思いがひたひたと伝わってきた。

自然も豊かだ。１２月末あたりからカンヒザクラという小粒で濃いピンクの桜が咲き誇る「日本一早く桜の咲く場所」でも有名だそうだ。岩場にはりついていた小判のように扁平で殻に毛の生えたこの地域特有のかたつむり（準絶滅危惧種とのこと）を見つけて、その愛らしさに思わず手が伸びた。

前日は沖縄戦の惨状に接し、この日は、いまも米軍に苦しむ高江をめぐり、息が詰まる思いが続いたなか、一時、今帰仁城跡の雄大な歴史と自然に触れられて、大きく息を吐くことができた。

沖縄調査団に参加して（雑感）

白石法律事務所　白石　光征

１．親川志奈子氏（沖縄大学・沖縄国際大学非常勤講師）は、今年４月に朝日新聞が発表した沖縄県民世論調査によると、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設計画で埋め立てをはじめようとしている安倍政権の姿勢について、６５％が「妥当でない」とし、「妥当だ」（２３％）とする答えの約３倍にのぼっていること、５月９日に琉球新報に掲載された県民世論調査では、米軍普天間飛行場の移設問題について県外・国外移設や即時撤去を求める回答は７４．１％と名護市辺野古への新基地建設を容認・推進する１８．０％を大きく上回ったことなどを紹介したうえ、「それでも少なくない日本人は、辺野古新基地建設を支持している。そして、『沖縄に寄り添い、負担軽減に努める』という白々しい看板を掲げながら、沖縄が示してきた民意に一瞥もくれずに、意気揚々と基地建設を推し進める政権は今日も日本人の手で維持され続けている」、「この現実はしばしば『温度差』という言葉で表現される、沖縄と日本との間に横たわるその『温度差』の正体は何か。『沖縄問題』はなぜ伝わらないのか」と問い、「その答えは、私はひとえに『当事者性の欠如』だと考える。背景にあるものは植民地主義だ」と述べている（Journalism 2017.8）。この問いに対し、小熊英二氏（慶応大学教授）は、「まず、自ら現実の当事者になること。それが『沖縄』と『本土』の境界を壊すことにつながるはずだ」と応じている（朝日新聞 2017.8.31 論壇時評）。また、同氏は、沖縄の状況が「複雑に見えるとすれば、沖縄に関する知識不足以前に、もともと社会の現実に向きあう姿勢が欠けているのではないか。」と指摘している（同上）。

ただ沖縄に行ってみたいというだけで明確な目的意識もなく参加を申し込んだ、そのもやもやした意識が、これらの言説に触発されてはっきりしたかたちとなり、高江や辺野古にみられるような国家の理不尽なごり押しとむき出しの暴力にただただ怒りを燃やしているだけの自分が、どこまで「自らの現実の当事者」になれるのか、「現実に向き合う姿勢」になれるのか、いささか生意気な（思いあがった）目的意識を持っての今回の調査団への参加となった。そのためには、まず現地を見て知ること、たたかいの現場にある方の話をきくことが第一歩であり、それはひとりでは不可能なので、今回は本当によい機会であった。

天候の具合で伊江島に渡れなかったのは残念であったし、９月１７日、１８日と休日であったため基地建設工事は行なわれず、座り込んでのダンプカーの阻止などの生の現場を体験することはできなかったが、それでも、高江、辺野古のたたかいの最前線を訪ね、森や海の豊かな自然を破壊しての基地建設の現場を直接見ることができた。そして、そこで活動する方々の自信にあふれ、ユーモアもある話をきくこともでき、それは、壮大な阻止闘争からすれば、「ひととおり触れた」程度のことであろうが、この貴重な経験は、これから自分なりに沖縄問題を考えていくうえでの具体的なイメージの助けになるものであり、想像力の肥やしになってくれるものと思われ

る。

嘉数高台公園の展望台から見る普天間基地は、市域を東西に分断し、まさに住宅の密集する市街地のど真ん中に滑走路が走っていて、素人目にも「世界一危険」といわれることが一目で分かった。そこに、何回も墜落事故を起こしているオスプレイが２４機も配備されているのである。しかも、米軍機は日米地位協定によって日本の航空法の適用を受けず、住宅地上空での低空飛行が許されているのである（「日米地位協定入門」創元社)。危険は、はかり知れない。本当にひどい話である。

沖縄県は、「沖縄から伝えたい・米軍基地の話Q&A」のなかで「政府が普天間飛行場周辺住民の生命・財産を守ることを最優先にするのであれば、辺野古への移設にかかわりなく、普天間飛行場の固定化を絶対に避けて、積極的に県外移設に取り組むべきである」と主張しているが、現地を見て、その主張の正当性をいっそう確信することができた。

２．沖縄支部の団員の方々との意見交換会で、翁長知事による埋立承認の撤回問題が話題になった。私は、新崎盛輝氏（沖縄大学名誉教授）の「辺野古新基地建設阻止の展望と可能性」という副題のインタビューを読んでいたので（「世界」７月号)、この問題にも関心があった。弁護士団も加わっての運動体のなかで、承認撤回の時機と撤回の前提としての県民投票の是非が議論されているが、県民投票については賛否両論あってなかなかまとまっていないとのこと。基地にかかわるいろいろな事件に携わったうえで、さらに、県民投票の裁判闘争における位置付けについてはもちろんのこと、運動体内外の複雑な政治状況のなかでの判断も求められる弁護士団は、本当にたいへんだと思った（ちなみに、新崎氏の意見は、「県民投票は問題を先送りにするだけ。主体的な状況を打開するために早急な承認撤回が必要」というもの。団員の方々の話をきいて、事はそう単純ではないと思った。)。

３．今回の沖縄調査団は、若手団員からの積極的な要望によるものであったとのこと。そんななかに、私みたいなロートルを加えていただいてありがたく思います。それに、調査団事務局の皆さんをはじめ若い皆さんにたいへんお世話になりました。おかげさまで有意義な３日間となりました。あらためて感謝申し上げます。

日本軍による久米島住民虐殺事件

みやがわ法律事務所　宮川　泰彦

「平和の礎」久米島犠牲者追悼碑に刻まれた濱川昌俊（私の祖父・久米島具志川村長）と濱川猛（伯父・軍医）の名を確認し手を合わせた。その際にガイドの横田眞利子さんから「この久米島の追悼碑には、軍によって殺された島民の名も刻まれている」との説明を受けた。私の母の故郷である久米島で日本軍による虐殺があったことはきいてはいたが、正しくは知らない。そこで簡略ではあるが、自分なりに確認してみた。

＜久米島の日本軍と米軍無血上陸＞

久米島は沖縄本島の西、那覇市から約１００キロにある周囲４８キロの島。島には日本海軍が設置したレーダーを管理運営する通信兵の守備隊３０名ほどが配置されていた。隊長は鹿山海軍兵曹長。

１９４５年6月に入り、米軍は久米島を攻略するために偵察部隊を上陸させ、情報収集するため島民を拉致し情報を得た（後期②事件）。さらに、米軍は、後期③事件の仲村渠らからの情報も得ており、久米島には通信兵などの守備兵がわずかしかいないことを把握していたことから、艦砲射撃などは行なわず、無血無抵抗のまま6月２６日同島に上陸し占領した。久米島守備隊は何ら抵抗せず、山中に引きこもった。

＜スパイ容疑虐殺方針＞

米軍は、無血上陸前の6月１３日夜、ゴムボートで偵察隊を島に送り、比嘉亀、宮城栄明ら3名を連行した。翌１４日解放された宮城は農業会仮事務所へ行き、米軍に連行された事実を報告した（後期②事件参照。）。

鹿山隊長は、その翌日6月１５日付で、具志川村・仲里村（当時の久米島の２村）の村長、警棒団長宛てに「達」を発し、さらに軍布告で「拉致された者が帰宅しても、自宅にも入れず、直ちに軍駐屯地に引致、引き渡すべし。もしこの令に違反した場合は、その家族は勿論、字区長、警防班長は銃殺すべし」とした。

以降悲惨な虐殺が続く。

①　6月２７日　安里正二郎銃殺

久米島郵便局に勤務していた安里正二郎は上陸した米兵に見つかり、アメリカの駐屯地に連行され、鹿山隊長宛ての降伏勧告状を託された。安里は隊長のもとに持参したところ、鹿山隊長に銃殺された。鹿山は１９７２年に行なわれたインタビューで「島民の日本に対する忠誠心をゆるぎないものにするための断固たる措置」だったと語っている。見せしめにしたのだ。

②　6月２９日　宮城栄明、比嘉亀の家族、区長、警防団長ら９名虐殺

比嘉一家４人、宮城一家３人、さらに区長と警防団長も責任をとらされ、９名が銃剣で刺殺され

た。９名は宮城の小屋に集められた。刺殺した鹿山らは、火を放って立ち去った（鹿山は火葬だと言い放っていたそうだ。）。黒焦げの死体は針金で縛られ、それぞれ数か所穴があいていた。

③　８月１８日　仲村渠（なかんだかり）明勇一家虐殺

明勇は、海軍小禄飛行場守備隊に配属され、６月はじめに捕虜となり収容所に入れられた。部隊で負傷し米軍に収容されていた比嘉氏とともに、我々の一命にかえても久米島への攻撃を中止させたいということを、通訳を通して米軍に懇願していた。その結果「君たちふたりが道案内するならば艦砲射撃は中止する」ということになった。明勇は、米軍の久米島攻略に道案内として同行し、久米島は無防備の島であることを説明した。そして久米島は米軍の総攻撃の難を逃れた。明勇は、住民に対し、「戦争は終わった、安心して山から帰宅するように」と声をかけまわった。

しかし、仲村渠明勇は鹿山隊に捕まり、米軍のスパイとして、妻、１歳の子とともに、手りゅう弾で爆殺された。

④　８月２０日　谷川昇一家７名虐殺

朝鮮釜山出身の行商人谷川（戸籍名は具仲会）は、妻ウタ（旧姓知念）と長男（１０才)、長女（８才)、二女（５才)、二男（２才）と赤ん坊の７名の家族。日本軍からは、谷川は朝鮮人だからスパイをやりかねないと早くから目をつけられていたうえに、行商の品物が米軍からの供与品ではないかと疑われ、谷川はおびえていた。地元の警防団長は一家がかたまっているのは危険だから、散らばって身をひそめるようアドバイスした。８月２０日夜になって日本軍は捜索にやってきた。谷川は長男を連れて逃げたが捕えられ、首にロープをかけられ数百メートル引きずられて死亡した。長男は銃剣で刺殺された。妻のウタは赤ん坊を背負い、２歳の二男を抱いて逃げたが捕えられ首を斬られ、泣き叫ぶ二男と赤ん坊もウタの死体の上に重ねて切り殺された。長女と二女は、裏の小屋に隠れていたが、不安にかられて外へ出たところを捕えられ、両親のいる方向へ連れていかれる途中で斬殺された。この日は月夜で、月光の下での虐殺を多くの住民が目撃している。

＜これらの事件の特徴＞

①　赤ん坊から大人まですべてがスパイ容疑者とされ、虐殺されたこと。

②　すべての虐殺が、１９４５年6月２３日（牛島中将と長参謀長が自決した日）の日本軍が組織的戦闘を終えた日、沖縄戦の終結の後に行なわれていること。上記③、④の虐殺は８月１５日の太平洋戦争終結（天皇の玉音放送）の後であること。

③　何故戦争が終わっても住民を虐殺したのか。

この点につき、鹿山は「われわれの隊は３０名しかいない。相手の住民は１万人いる。地元の住民が米軍側についたら、われわれはひとたまりもない。だから、見せしめにやった」とマスコミのインタビューに答えている。なお、鹿山は１９７２年のインタビューで、「私は悪くない」「当然の処罰だったと思う」などと、平然と答えている

日本軍の正体を率直に表していると思う。

以上、佐木隆三「証言記録沖縄住民虐殺」新人物往来社、大島幸夫「沖縄の日本軍」新鮮社、編者・上江洲盛元「太平洋戦争と久米島」、wikipedia「久米島守備隊住民虐殺事件」などから引用して整理してみた。

事前学習会特別報告（伊江島）

三多摩法律事務所　　藤井　宏治

ひめしゃら法律事務所　佐々木洪平

沖縄の米軍に対するねばり強いたたかいの原点が伊江島にあります。

今回調査に向かう予定だった伊江島ですが、天候不良のため島に渡ることができませんでした。そのため、９月５日の事前学習会においてなされた両団員による詳細な報告を掲載します。

第１　米軍による土地接収

１．伊江島での沖縄戦と米軍による軍用地への転換

1945.4.16 米軍上陸（８０台の戦車と１０００人の米軍兵士)。日本軍兵士２５００人と伊江島の島民３０００人が応戦。4.20 米軍が城山（ぐすくやま）山頂付近から毒ガス攻撃を開始。4.21 戦闘終了。６日間の激しい戦闘により伊江島に駐留していた日本軍は全滅。１５００人以上の伊江島の島民が死亡。伊江島の村民は捕虜となり、慶良間島へ。5.18 生き延びた島民２１００人が米軍により捕虜収容所等に強制的に移住させられる。

1947.3 島民の帰還・・・島民不在の間に、島の 63%の土地が軍用地へと転換。

２．米軍による土地接収の動き（銃剣とブルドーザー）

1953.7.19 最初の土地取り上げ通告。土地の調査測量名目で米軍兵士と後藤通訳が伊江村真謝区を訪れ、島民に島を案内させ、調査に協力したことに対する日当を支払うためとの理由で内容を説明しないまま英文の契約書（１５２戸を明け渡すとの内容）に署名押印をさせた。

→　米軍用射爆演習場建設のため、約７８万５０００坪に及ぶ土地の取り上げと立ち退きが命ぜられる。

1954.6 真謝区２軒・西崎区２軒の立ち退き要請　⇒　土地接収の動きの本格化

米軍：農耕も自由にさせる、損害を受けたときは補償する、生活には不自由させない、補償金をもらえばかえって生活は楽になる。→　移転料は２万円（現在の価格にして約１２万円）のみ。

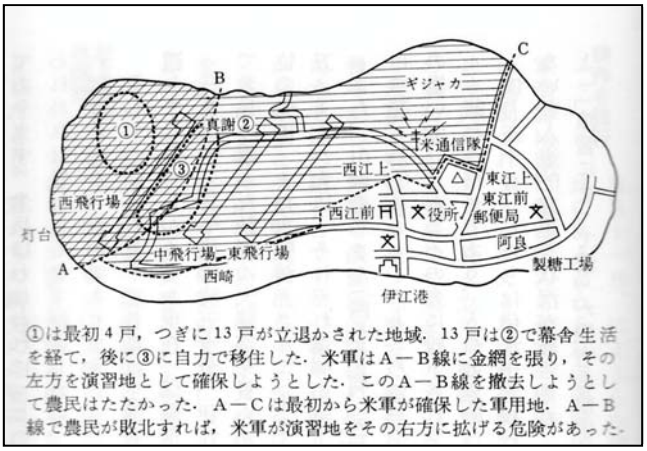

①は最初４戸，つぎに 13 戸が立退かされた地域．13 戸は②で幕舎生活を経て，後に③に自力で移住した．米軍はＡ－Ｂ線に金網を張り，その左方を演習地として確保しようとした．このＡ－Ｂ線を撤去しようとして農民はたたかった．Ａ－Ｃは最初から米軍が確保した軍用地．Ａ－Ｂ線で農民が敗北すれば，米軍が演習地をその右方に拡げる危険があった．

⇒　立ち退き後すぐに４軒以外の家の畑５００坪を含む土地がブルドーザーで鋤きとられる。当初米軍は立ち退き後も畑での農作物の生産を認めていたものの、約束を反古にし、畑に火を放ち、焼跡で爆撃演習を開始（1954.6.20)。被害は多くの区民に生じた。→　補償金は支払われず。

1954.9.27 米軍、村長に１５０万坪の接収と１５２戸の立ち退きを通告。

1954.10.4 米軍との会談。

米軍：補償は移動費と墓の移転費用、水槽タンクの移転費用のみ。

村長：移転先では畑ができず、生活に困る。

1954.10.5 村長、真謝区・西崎区の代表者らが琉球政府に中止するよう陳情。

1954.10.15 村長、村議会、両地区の住民が米民政府へ陳情。

米民政府：立ち退きは決定ではなく、今までどおり農地としてよい、近い将来、軍が立ち退けといったときは、立ち退く必要がある。→　住民らは現時点で立ち退かなくてもよいと考えた。

1954.11.15 米軍土地係シーハン、村役場へ来て、立ち退きのための調査を予告。

1954.11.16 米軍の測量の際、住民のひとりが「やめてほしい」と懇請。

米軍：４００人の区民が「妨害行為」に出たと発表。米軍は、「暴行事件」が行なわれたとして調査開始（11.23）。

1954.11.24 米軍土地係シーハン、シャープ少佐が来島。

米軍：大多数のために少数が犠牲になることは仕方ない。・・・このころ、立ち退き計画は縮小され、真謝区 15 戸に。

1955.1.21 カックス空軍顧問らと村役場で会談。

米軍：空軍の使用は決定している。要は強制立ち退きか援助立ち退きのどちらかのみ。現在の土地で週に１回のみ耕作させる。→　住民らは「立ち退くと生活に困るので立ち退かない」と電文で返答（1.26）。

1955.2.25 米軍、米民政府「射撃場再使用に関する指令」を発付。

1955.3.11 完全武装の米軍３００名が上陸し、真謝部落へ。

⇒　米兵が護衛しながら、ブルドーザーが作業を開始し、バラ線の柵を張りめぐらす。作業の中止を懇請した住民を拘束・逮捕。米軍部隊長：日本軍から奪い取った伊江島であるから、米軍の自由である。住民らがノーと言ってもイエスと言っても命令であるから作業を続行する。

【具体例】

・反対する島民を殴り、縄で縛り上げたうえで頭から毛布をかぶせ、那覇に連れ去る。

・病気の子が療養している自宅に乗り込み、子と母親を引きずりだした後、ブルドーザーで家を破壊する（病気の子は病院の前に置き去り）。

・戦争で夫を亡くした女性のみが住む家と畑に火を放つ。

→　家を失なった島民に用意された住居はテント小屋だった。

1955.3.14 屈辱の日

⇒　真謝区の１３戸がブルドーザーによって倒され、また火をつけられて取り壊された。立ち退かされた住民らは、米軍が設営した幕を張っただけのテント幕舎へ。援助はひとりあたり１日２１円の生活費のみ（支給は同年４月で終了）。衛生面も悪く、１００人中９２人が栄養失調で 6.20 には餓死者も出した。同年４月１３日には米軍が琉球政府に、農民に対する生活保障の打ち切りを命ずる。

3．逮捕や焼き払い

・農耕のためにのぼりを立てて演習地に入った農民を米軍が８０人以上逮捕（1955）。

・柵内耕作を行なう農民の逮捕・勾留、畑の焼き払い（1959）。

・新たに射爆場への立ち入りを禁止する通告が出され、その直後から演習が激しさを増し、犠牲者が続出（1960）。

・演習地の境界線外で草を刈っていた青年に米軍の爆弾が直撃し、死亡。

→　米軍は境界線の柵を外側にずらして隠蔽（1961）。

・弾薬拾い、演習に巻き込まれての爆死など。

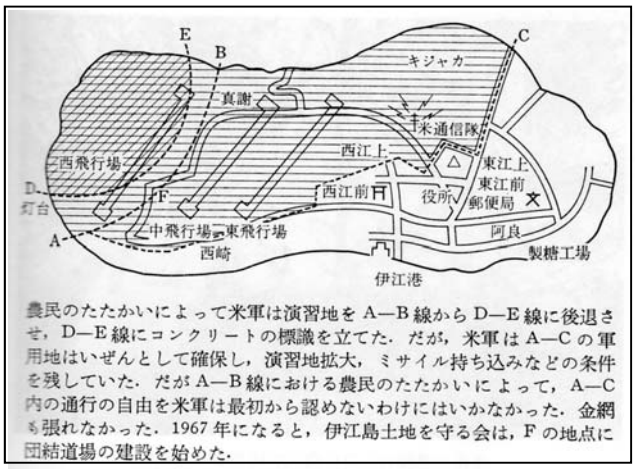

農民のたたかいによって米軍は演習地をA—B線からD—E線に後退させ，D—E線にコンクリートの標識を立てた．だが，米軍はA—Cの軍用地はいぜんとして確保し，演習地拡大，ミサイル持ち込みなどの条件を残していた．だがA—B線における農民のたたかいによって，A—C内の通行の自由を米軍は最初から認めないわけにはいかなかった．金網も張れなかった．1967年になると，伊江島土地を守る会は，Fの地点に団結道場の建設を始めた．

第２　反対闘争の経緯

１．陳情

・陳情　→　1954.10～、琉球政府、立法院、米民政府に対して陳情を繰り返す。

・陳情規定　→　真謝の住民らが知恵を出し合って決めた。

「①反米的にならないこと、②怒ったり悪口を言わないこと、③必要なこと以外みだりに米軍に話さないこと。正しい行動をとること。ウソ偽りを絶対語らないこと。④会談のときは必ず座ること。⑤集合し米軍に応対するときは、モッコ、鎌、棒切れその他を手に持たないこと。⑥耳より上に手を上げないこと。⑦人道、道徳、宗教の精神と態度で折衝し、布令・布告など誤った法規にとらわれず、道理を通して訴えること。⑧軍を恐れてはならない。⑨人間性においては、生産者であるわれわれ農民のほうが軍人に優っている自覚を堅持し、破壊者である軍人を教え導く心構えが大切であること。⑩このお願いを通すための規定を最後まで守り抜くこと。」

・座り込み　→　1955.3.13 琉球政府に被害実情を訴えに行き、主席室前の廊下で開始。

２．柵内耕作

・柵内耕作の強行、通行証の受領拒否。

→　「黙認耕作」ではなく米軍に「黙認使用」させている土地。自分たちの土地だから、通行証は必要ない。幟を立てて農耕を継続。

・「地主以外の立入禁止」の立札での対抗。

・米軍の金網を撤去する自発的な行動。

⇒　米軍は、鉄線やバラ線による柵の設置、移動式看板、移動式立札で対抗。

３．乞食行進

・1955.7.20 被害事実を訴え、募金を得る乞食行進をはじめる。

→　乞食は自分らの恥。しかし、家を焼き土地を取り上げ、生活補償をなさず、失業させ、飢えさせ、乞食にまで陥れた国や非人道的行為こそ大きい恥である。

・警察の妨害もなく 1956 年 2 月まで沖縄本島中を回った。

４．伊江島土地を守る会と団結道場

・1961.7 伊江島土地を守る会設立

→　団結道場の建設開始（1967.12 着工、1970.5 完成）・・・活動の拠点、受身の活動から積極的な活動へ。⇒　1970.5.1 軍用地のうち 41％の解放・・・既に住民らが耕作していた地域。

５．ミサイル・ホークの追放

・1966 米軍がミサイル・ホークを持ち込み、基地建設をしようとした。→住民の反対と座り込みと抗議により米軍はミサイルを持ち帰るしかなかった。

1970.6.30 約５㎢の軍用地の面積が米軍から返還される。

→　その後、部分返還もあり、現在の米軍への提供面積は８㎢（８０１ha）となる（伊江村総面積の約３５％）。

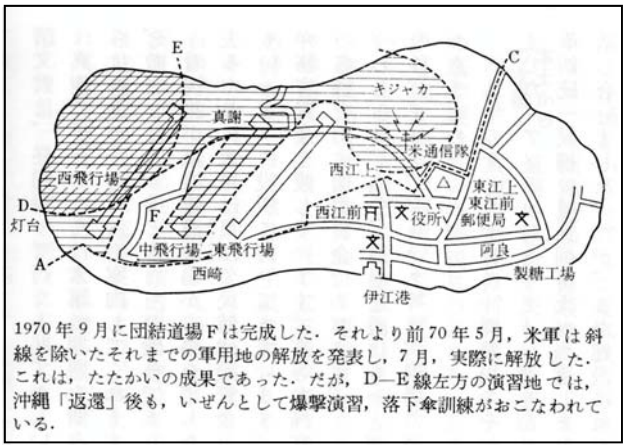

1970 年 9 月に団結道場 F は完成した．それより前 70 年 5 月，米軍は斜線を除いたそれまでの軍用地の解放を発表し，7 月，実際に解放した．これは，たたかいの成果であった．だが，D—E 線左方の演習地では，沖縄「返還」後も，いぜんとして爆撃演習，落下傘訓練がおこなわれている．

第３　反対闘争の意義

１．非暴力無抵抗主義の活動

・陳情規定への現れ　→　非暴力を貫き、自らを「鬼畜」に貶めないたたかい方

・米軍は「鬼畜」であり、こちらは人間として人間らしく「挨拶」をするという心構えが伊江島のたたかいの出発点。

・伊江島のたたかいは自発性が八分、意見を引き出し示唆を与えることが二分。

・非暴力無抵抗ではあるが、「土地を守る」という点については一歩も妥協せず憎しみに燃えて強い姿勢を貫いたこと。

２．島ぐるみ闘争

・「乞食行進」は、「土地を守る四原則」（一括払い反対、適正補償、損害補償、新規接収反対）を貫く「島ぐるみ闘争」に影響を与えた。

以上